

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課				
事業名	軽費老人ホーム運営費補助事業			担当者電話番号	高年施設係 078-362-3189				
事業目的	居宅において生活することが困難な高齢者が、健康で明るい生活を送るために、低廉な料金で日常生活上必要な便宜を提供する軽費老人ホームの利用を促進								
事業内容	軽費老人ホーム(政令・中核市所在施設を除く)の運営に要する経費の一部を助成 ①補助対象者 施設を運営する社会福祉法人等、②補助対象 経費 運営費の一部、③負担割合 県10/10				事業開始年度	昭和39年度			
事業に要するコスト	区分 平成23年度決算額 平成24年度当初予算額 平成25年度当初予算額								
事業費①	(851,052 千円)		(929,603 千円)		(938,541 千円)				
	851,052 千円		929,603 千円		938,541 千円				
	人件費② 2,437 千円		従事人員 0.3人	従事人員 0.3人	従事人員 2,369 千円	従事人員 0.3人	従事人員		
総コスト (①+②)	853,489 千円		従事人員 0.3人	従事人員 0.3人	従事人員 940,910 千円	従事人員 0.3人	従事人員		
	事業の目標 施設入所にあたって助成が必要な低所得者全てに対する支援を実現する。		【目標設定理由】 県老人福祉計画(第4期介護保険事業支援計画)による。						
目標の達成度 を示す指標	指標名	目標		23年度 実績	24年度 見込み	25年度 目標	達成率 (%)		
	利用延べ人員数	目標値 25,356 人	年度 25年度	22,692 (38 千円)	24,054 (39 千円)	24,016 (39 千円)	H23 89.5% H24 94.9% H25 94.7%		
評価結果	必要性	・高齢化が進展するなかで、自宅での生活が困難な高齢者のための多様な受け皿の一つとして軽費老人ホームは必要である。 ・低額な料金で、日常生活上必要な便宜を提供することは、健康で明るい生活を送れるよう支援し、老人福祉を向上させるために必要である。							
	有効性	・施設に対して助成することで、低所得者の入所を容易にし、健康で明るい生活を実現する方策として有効である。							
	効率性	・国の技術的助言を踏まえて補助単価を設定しており、1単位あたりのコストは適切な水準である。							
	民間・市町との役割分担	・軽費老人ホームは、一般財源化に伴う地方交付税を財源とした運営費補助金(国の技術的助言に基づく単価設定)の交付を前提として経営を行っており、広域的な施設であるため県が運営費の補助を実施している。							
	受益と負担の適正化	・生活費(食費等)及び管理費(家賃)については全額入所者負担としている。 ・施設サービス利用料についても、所得に応じて入所者から応分の負担を求めており、低所得者の負担が困難であるために減免したサービス利用料に対して補助している。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	実施手法の見直し 終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	P F I	負担割合変更	事務改善 その他		
	説明	・軽費老人ホームは自宅での生活が困難な高齢者のために必要な居住施設であり、高齢者の入所を支援、また施設運営の適正化のため、引き続き事業を継続する。							

事務事業評価資料

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課		
事業名	医療療養病床転換支援補助事業			担当者電話番号	高年施設係 078-362-3189		
事業目的	医療療養病床を老人保健施設等への転換により削減						
事業内容	医療療養病床等の転換に伴う所要の改修整備費を助成 ①補助対象者 医療法人、②補助対象経費 改修整備費の一部、③負担割合 国10/27・県5/27・保険者12/27					事業開始年度	平成20年度
事業に要するコスト	区分		平成23年度当初予算額	平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額	
事業費①			(6,475 千円)			(3,255 千円)	
			35,000 千円			17,500 千円	
人件費②			従事人員			従事人員	従事人員
			812 千円	0.0人	801 千円	0.1人	
総コスト (①+②)			従事人員			従事人員	従事人員
			35,812 千円	0.0人	35,801 千円	0.1人	
事業の目標	H29までに1,368床削減				[目標設定理由]老人福祉計画による		
目標の達成度を示す指標	指標名		目標	23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)
	転換見込量		目標値 年度	0	0	35	H23 H24 H25
評価結果	必要性	・平成29年度末で介護療養病床が廃止され、医療機関においては、医療療養病床も併設している場合も多く、その利用者についても適切な施設への入所を促し、介護療養型老人保健施設等への転換を促進する必要がある。					
	有効性	・事業実施により療養病床転換が進捗し、介護等の状況に応じた適切な介護サービスを受けることができる。					
	効率性	・国庫補助事業であり、病床当たり単価が定められているため、実質的なコストは一定している。					
	民間・市町との役割分担	・介護療養病床については市町が、医療療養病床については県が、それぞれ転換を支援することとなっており、役割分担が図られている。					
	受益と負担の適正化						
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	実施手法の見直し 凍結(休止)	延長	終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	P F I	負担割合変更	事務改善 その他
	説明	平成29年度末をもって介護療養病床が廃止され、医療療養病床も削減されることが決定されており、目標を達成するため平成25年度においても引き続き事業を継続する。(事業期間H20~29)					

事務事業評価資料

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課				
事業名	地域包括支援推進事業			担当者電話番号	高年保健福祉係 078-362-3188				
事業目的	①地域包括支援センターの機能強化を図ることにより地域包括ケアシステムの推進する。 ②市町における介護予防・日常生活支援総合事業等の効果的な実施を支援する。								
事業内容	①地域包括支援センターの機能強化を図るために、地域包括支援センター等機能強化支援委員会の設置及び報告会の開催、地域ケア広域会議の開催及び専門職等支援者を派遣 ②-1介護予防・日常生活支援総合事業等支援委員会の設置及び報告会の開催 ②-2介護啓発者研修・介護予防推進研修の実施			事業開始年度	平成20年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(1,686 千円) 12,725 千円		(2,013 千円) 15,726 千円		(6,223 千円) 17,193 千円			
	人件費②	812 千円	従事人員 0.1人	801 千円	従事人員 0.1人	790 千円	従事人員 0.1人		
	総コスト (①+②)	13,537 千円	従事人員 0.1人	16,527 千円	従事人員 0.1人	17,983 千円	従事人員 0.1人		
事業の目標	①他職種協働を推進するため、医療・介護ネットワークを構築する			【目標設定理由】地域包括ケアシステムを構築するためには、他職種によるネットワークの構築が重要					
	②県下の介護予防・日常生活支援総合事業等の課題検討を行い報告することにより、市町の取組の推進を図る			【目標設定理由】実施状況の分析結果や先進事例や好事例の情報提供を行うことにより、市町の効果的実施を促す手段となる					
	③介護予防関連事業の適切な実施を推進するため担当者の資質向上を図る			【目標設定理由】介護予防を推進するためには、担当者の資質向上が必要					
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	地域包括支援センター等機能強化支援委員会報告会参加者数	200 名	25年度 (89 千円)	152	193	200	76%	97%	100%
	介護予防・日常生活支援総合事業等支援あり方検討委員会報告会参加者数	100 名	25年度 (104 千円)	130	59	100	130%	59%	100%
	介護予防推進研修参加者数	390 名	25年度 (0 千円)		390	390	0%	100%	100%
評価結果	必要性	・介護保険法（平成24年4月改正）の趣旨は、地域包括ケアシステムの実現である。							
	有効性	・地域包括支援センターの機能強化及び介護予防・日常生活支援総合事業等の効果的な実施は、地域包括ケアシステムの実現に資する。							
	効率性	・他職種協働の医療、介護のネットワークを構築することは、地域包括ケアの実現に向けて関係機関の取り組みを連携、推進することができるため効率的である。							
	民間・市町との役割分担	・市町の取組が推進するよう、県が広域的見地で支援を行う。							
	受益と負担の適正化	・介護専門職の資質向上を目的とした研修については、応分の受講料を徴収することにより、受益と負担の適正化を図っている。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	高齢化社会のなかで、地域包括ケアシステムの構築は重要な課題である。そのため、市町の取り組みを推進するため、地域包括支援センター機能強化事業を新設し、介護予防事業支援委員会等を再編統合する。また、介護技術啓発者研修等については、より講師役に重点を置いた研修事業へと再編する。								

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課		
事業名	LSA配置促進事業			担当者電話番号	高年保健福祉係 078-362-3188		
事業目的	復興住宅や公営住宅に居住する高齢者等に対し、LSAを派遣し、入居者が安心して自立生活ができるよう、見守りや生活支援を行う。						
事業内容	LSA（生活援助員）による高齢者の安否確認・生活支援のほか、地域住民等との連携によるコミュニティ形成交流事業等の実施						事業開始年度 平成9年度
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額	
事業費①		(4,570千円)		(4,193千円)		(3,035千円)	
		12,513千円		11,499千円		9,103千円	
人件費②		812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人	790千円	従事人員 0.1人
			従事人員 0.1人		従事人員 0.1人		従事人員 0.1人
総コスト (①+②)		13,325千円	従事人員 0.1人	12,300千円	従事人員 0.1人	9,893千円	従事人員 0.1人
事業の目標	被災高齢者等が地域と交流しながら自立した生活を営む				【目標設定理由】 地域との良好なコミュニティの形成と孤立化を防ぐ		
目標の達成度 を示す指標	指標名	目標		23年度 実績	24年度 見込み	25年度 目標	達成率(%)
		目標値	年度			H23 24 25	
	事業実施数		19事業	25年度 (701千円)	19事業 (647千円)	19事業 (521千円)	100.0% 100.0% 100.0%
評価結果	必要性	・住み慣れた場所を離れて生活することを余儀なくされたことに加え、高齢化率が高い復興住宅入居高齢者が安心した自立生活を行うためには、コミュニティ形成や生きがいづくり等の継続した支援が必要である。					
	有効性	・市の判断により復興住宅対象の事業数は微減しているが、被災高齢者のみならず支援を必要とする高齢者に対するLSAによる見守り支援活動は市町において継続実施されている。					
	効率性	・震災後16年を経過し、被災高齢者等の自主的なコミュニティづくりが進展したこと、また、地域住民や自治会、ボランティア等との連携による支援体制づくりに取り組むなど、効率的な事業の推進が図られている。					
	民間・市町との役割分担	・国1/2、県1/4、市町1/4の負担割合で、経費を負担し合っており、適切な役割分担が図られている。					
	受益と負担の適正化						
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	実施手法の見直し 凍結(休止) 延長	実施手法の見直し 終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他
	説明	・復興住宅入居高齢者等が安心した自立生活を行うために必要な事業であるため、継続して実施する。					

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課		
事業名	100歳高齢者祝福事業			担当者電話番号	企画調整係 078-362-9033		
事業目的	①100歳を迎える高齢者の長寿を祝い、多年にわたり社会の発展に寄与したこと感謝する。 ②100歳高齢者を支えてきた家族の功労も併せて讃える。						
事業内容	100歳高齢者及びその家族に記念品等を贈呈する。				事業開始年度	昭和38年度	
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額	
	事業費①	(0 千円)		(0 千円)		(0 千円)	
		14,121 千円		14,398 千円		15,357 千円	
	人件費②	4,061 千円	従事人員 0.5人	4,004 千円	従事人員 0.5人	3,949 千円	従事人員 0.5人
			従事人員 0.5人		従事人員 0.5人		従事人員 0.5人
	総コスト (①+②)	18,182 千円		18,402 千円		19,306 千円	
事業の目標	①対象者全てに記念品を贈呈				[目標設定理由]事業の目的上、該当者に確実に贈呈することが重要である。		
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度実績	24年度実績	達成率 (%)	
		目標値	年度		25年度目標	H23	H24
	100歳高齢者数	1,218人	25年度	1,131 (16 千円)	1,161 (16 千円)	1,218 (16 千円)	100.0% 100.0% 100.0%
評価結果	必要性	・100歳到達という節目にあたり、多年にわたり社会の発展に寄与してきたことに感謝の意を表し、その家族を讃えることは、高齢者の生きがいづくりや県民の敬老精神を喚起する上で必要である。					
	有効性	・県からの祝意を伝えることにより、対象者に大変喜ばれるとともに、県民に敬老精神を喚起しているところであり、対象者全員に対して事業は着実に実施されている。					
	効率性	・平成19年度に、類似事業であった長寿祝金事業を廃止し本事業に整理統合したため、100歳高齢者に対する祝福事業全体としてみると、平成20年度以降、コストは改善された。平成24年度においても改善されたコストを維持していく。					
	民間・市町との役割分担	・100歳という極めて重みのある節目であることから、県が事業主体となり、全県的に事業を実施することは適正である。ただし、対象者の把握・調査については、市町に依頼し、適切に役割分担している。					
	受益と負担の適正化	・お祝いであるため受益者の負担はなじまない。また、内容も社会通念上、適切な範囲内である。					
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	実施手法の見直し 凍結(休止)	実施手法の見直し	
	実施手法の 実施方法	市町移譲 民間移譲	民間委託	P F I 負担割合変更	延長	終期設定	
	説明	100歳到達者が増加傾向にあるなか、高齢者の生きがいづくりや県民の敬老精神を喚起するため、引き続き事業を継続する。					

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課				
事業名	「介護サービス情報の公表」制度実施事業			担当者電話番号	介護事業者係 (078-362-9117)				
事業目的	①事業者の義務である事業所情報の報告を受理し、情報公表システムでの公表を行う。								
事業内容	報告の受理及び公表に関する事務を兵庫県国民健康保険団体連合会(国保連)を指定情報公表センターとして指定し委託す			事業開始年度	平成24年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
事業費①		(0 千円)		(3,152 千円)		(2,837 千円)			
		0 千円		6,303 千円		5,673 千円			
人件費②		0 千円	従事人員	1,602 千円	従事人員	1,580 千円	従事人員		
			0.0人		0.2人		0.2人		
総コスト (①+②)		0 千円	従事人員	7,905 千円	従事人員	7,253 千円	従事人員		
			0.0人		0.2人		0.2人		
事業の目標	①事業所・施設に年に1度義務づけられている事業所情報の報告について、確実に報告を受理する			【目標設定理由】報告は、事業所・施設の義務として法規定されており、確実に報告させる必要がある					
	②報告を受理した事業所・施設の情報を情報公表システムに確実に公表する			【目標設定理由】報告受理後、公表しなければならないと法規定されており、確実に公表する必要がある					
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度			H23	H24	H25	
	報告対象事業所数に対する報告事業所数の比率		100%	25	(0 千円)	100%	100%	100%	
					(79 千円)	(73 千円)			
評価結果	必要性	「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険法において、都道府県が行うことと規定されている。また、介護サービス事業所・介護保険施設は年に1度事業所情報の報告が義務付けられており、報告内容は都道府県が公表することが法規定されており、報告・公表事務を行う必要がある。							
	有効性	介護サービス事業所及び介護保険施設の情報の公表は、利用者による自己選択という介護保険制度の理念を現実の制度として実現させるための仕組みであり、利用者や家族の事業所、施設選択に有効である。							
	効率性	県費負担にあたっては、手数料条例の積算時と比較して事務経費の大幅減など経費の見直しを行い適正化を図るとともに、国庫補助事業を活用し効率的に実施。							
	民間・市町との役割分担	介護保険法により、都道府県事務と規定されており、全県の事業所・施設が対象であることから本県が行うことが妥当。							
	受益と負担の適正化	23年度までは、県条例に基づく手数料を徴収していたが、手数料によらない制度運営を図るという国見直し方針を踏まえ、条例を廃止し、手数料徴収は行わないこととした。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	延長	実施手法の見直し 終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善		
	説明	平成24年度から事業者負担を軽減する観点から手数料によらない制度運営を図るという国見直し方針を踏まえ、手数料によらない制度運営を行うこととしたところであり、法規定された報告公表については、国庫補助事業を活用し、利用者による自己選択という介護保険制度の理念を現実の制度として実現させるため、効率的に実施する。							

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課				
事業名	定期巡回・随時対応サービス普及事業			担当者電話番号	介護事業者係 078-362-9117				
事業目的	①「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介護・看護職員養成研修」の実施 ②「定期巡回・随時対応サービス普及セミナー」の実施								
事業内容	平成24年度から導入される新サービスの普及を図るため、セミナー及び研修会の実施等を県看護協会に委託して実施す				事業開始年度	平成24年度			
事業に要するコスト	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額				
事業費①	(0 千円)		(0 千円)		(0 千円)				
	0 千円		10,000 千円		0 千円				
人件費②	従事人員		従事人員		従事人員				
	0 千円		1,602 千円		0 千円				
総コスト (①+②)	従事人員		従事人員		従事人員				
	0 千円		11,602 千円		0 千円				
事業の目標		①「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介護・看護職員養成研修」の養成者数100人 (50事業所×2人) ②「定期巡回・随時対応サービス普及セミナー」の参加者数400人			【目標設定理由】各市町1か所以上の普及を図るために、介護・看護職員の技能向上及び、ケアマネの居宅サービス計画作成能力向上研修を実施する。 【目標設定理由】事業経営者等に、先進事例を紹介し、事業運営及びサービス提供のノウハウ等を学ぶ機会を設け、サービスへの参入を支援				
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	
	「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介護・看護職員養成研修」の養成者数	100人	24年度	(0 千円)	111人 (105 千円)	(0 千円)	111.0%		
	「定期巡回・随時対応サービス普及セミナー」の参加者数	400人	24年度	(0 千円)	487人 (24 千円)	(0 千円)	121.8%		
評価結果	必要性	・要介護高齢者の在宅生活を支えるためには、介護と看護が連携した在宅介護サービスを提供する新サービスの普及が必要である。							
	有効性	・事業実施により、新サービスが進捗し、要介護高齢者等の状況に応じた適切な介護サービスを受けることができる。							
	効率性	・当該事業については、国庫補助単価を活用し、適正なコストにより実施することとしている。							
	民間・市町との役割分担	・新サービスの普及のための先導的な研修会については、県が実施、新サービスの指定・指導等については市町が実施することになっており、役割分担が図られている。							
	受益と負担の適正化	・当該事業について、24年度は、県が先導的に新サービスの普及促進の支援を行うが、25年度以降は、各市町において、新サービスの普及促進の支援を行うことになっている。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	実施手法の見直し 凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	P F I	負担割合変更	事務改善		
	説明	25年度以降については、サービスの普及状況を見守るとともに、必要に応じて事業所の立ち上げについて市町・事業所への個別の助言等による支援を行うこととしている。							

事務事業評価資料

施策名	社会福祉基盤の充実と安定化			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局社会援護課			
事業名	高齢者の在宅生活支援事業 （「安心地区」整備推進事業）			担当者電話番号	福祉企画係 078-362-3181			
事業目的	①要介護高齢者等が求めるサービス（介護保険、住民参加型サービス）の調整の場づくり ②高齢者等に対するミニデイサービスの提供や在宅福祉活動グループ等の情報交換を行う場の整備							
事業内容	安心地区推進協議会を設置すると共に、社会福祉法人等に安心ミニデイサービスセンター整備費補助等を行う。			事業開始年度	平成24年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額		
	事業費①	(0 千円) 0 千円		(0 千円) 46,080 千円		(0 千円) 81,200 千円		
	人件費②	0 千円		従事人員 0.0人	8,008 千円		従事人員 1.0人	
	総コスト (①+②)	0 千円		従事人員 0.0人	54,088 千円		従事人員 1.0人	
事業の目標	①県内10小学校区で安心地区が整備される。			【目標設定理由】安心地区の整備目的が、前述の事業目的となるため。				
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)	
		目標値	年度				H23	H24
	安心地区推進協議会の設置及び安心ミニデイサービスセンターの整備	10	25	0 (0 千円)	3 (18,029 千円)	10 (8,910 千円)	-	30.0%
評価結果	必要性	今後高齢者人口の急増が見込まれる中、介護保険サービスと住民参加型サービスが相互に補完し合い、要援護高齢者等が求めるサービスを提供することが急務である。						
	有効性	要介護になつてもできる限り自宅で安心して暮らせるためのミニデイサービス（軽度の運動、健康チェック等）や元気高齢者の生きがい創造活動等の推進が図られる。						
	効率性	ミニデイサービスセンターの整備や生きがい創造活動のために、最低限の必要額を補助単価としている。						
	民間・市町との役割分担	今後の普及については市町・民間が主導するものの、モデル事業としては県が実施する必要がある。						
	受益と負担の適正化	県はミニデイサービス等の場づくりや生きがい創造活動の立ち上げ等を支援し、ミニデイサービスの利用等については、必要に応じて自己負担を求める。						
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	実施手法の見直し 凍結(休止)	延長	終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	
	説明	平成24年度時点で3割を達成しており、平成25年度は残り7か所の整備を行い、目標達成を目指す。 ※地域見守り事業については、平成24年度限りで廃止。						

事務事業評価資料

事務事業評価資料

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課			
事業名	高齢者の在宅生活支援事業 (介護技術等普及事業)			担当者電話番号	高年保健福祉係 078-362-3188			
事業目的	要支援、要介護状態となつても、できる限り在宅で暮らせるよう家族の介護力を高めるため、将来を見据えた在宅介護の推進を図る。							
事業内容	介護技術講習会の実施					事業開始年度	平成24年度	
事業に要するコスト	区分		平成23年度決算額	平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額		
	事業費①		(0 千円) 0 千円	(0 千円) 21,176 千円		(0 千円) 7,941 千円		
	人件費②		0 千円	従事人員 0.0人	従事人員 801 千円 0.1人	従事人員 790 千円 0.1人	従事人員 0.1人	
	総コスト (①+②)		0 千円	従事人員 0.0人	従事人員 21,977 千円 0.1人	従事人員 8,731 千円	従事人員 0.1人	
事業の目標	家族の介護力を高めるため、介護技術講習会を実施			【目標設定理由】 平成24年度の要介護1の見込み数相当の受講者を設定				
目標の達成度を示す指標	指標名		目標 目標値 年度	23年度 実績	24年度 見込み	25年度 目標	達成率 (%)	
	介護技術講習会受講者		40,000人	28年度 —	3,500 (0 千円)	6,000 (6 千円)	H23 0.0% H24 8.8% H25 15.0%	
評価結果	必要性	・高齢化が進む中、要支援や要介護者となつても高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続していくには、高齢者を支える家族の介護に関する知識や技術を習得するなど、介護力を高める必要がある。						
	有効性	・介護技術講習会で取得した知識や技術等を活用することにより、介護を必要とされる高齢者の在宅生活の支援が図られる。						
	効率性	・講習会の実施場所が特別養護老人ホーム等の施設で実施することとしており、県内において広域的に講習会を開催する予定であり、効率的な推進が図られる。						
	民間・市町との役割分担	・市町においては、現に介護を行っている家族（要介護度中度程度）を対象に実施している。 ・なお、高齢化の進行により在宅生活を支えるためには、介護技術を習得した県民をさらに増加させ、地域間格差なく全県レベルで推進する必要があることから、全県レベルでの普及推進が可能な県が、要介護度（軽度程度）を対象に実施することとし、役割を分担している。						
	受益と負担の適正化	・家族等が介護技術等を習得することにより、従来は施設に入所するなど介護サービスを利用していた要介護高齢者が、在宅での生活を継続することが可能となることから、結果として介護給付を抑制して介護保険財政の健全化が図られるので受講料を徴収しない。						
	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	実施手法の見直し	実施手法の見直し	終期設定	
実施方針	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他
	説明	・本事業で開催する講習会は、県内各地に存する県老人福祉事業協会の会員施設において開催される。多くの県民が講習会に参加できるよう、各地で周知を図りながら事業を推進する。 ・この事業の展開をきっかけとして、各施設が講習会の開催のノウハウや地域とのつながりを構築できるよう引き続き取り組む。						

事務事業評価資料

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課								
事業名	認知症支援体制推進事業 (地域で支える認知症ケア推進事業)			担当者電話番号	高年保健福祉係 078-362-3188								
事業目的	認知症の早期診断・治療ができる医療体制を強化とともに、医療介護連携の強化や成年後見制度の利用促進による、地域支援体制を構築する。												
事業内容	①医療連携体制の強化を図るために、認知症研修検討委員会の設置やステップアップ研修等を開催する。また、医療介護連携を促進するための会議を開催する。 ②地域で一貫した支援を行う認知症ケアモデル事業の実施や、認知症施策を総合的に検討する会議等を開催する。 ③市町の市民後見体制整備を推進するために、市民後見推進員を配置するとともに、法人後見に取り組む市町社会福祉協議会等に対する補助制度を創設する。 ④認知症が重くてもグループホームで暮らし続けられるよう、職員の資質向上を図るための研修を実施する。			事業開始年度	平成25年度								
事業区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額								
事業に要する 下	事業費①					(863 千円) 7,973 千円							
人件費②		従事人員		従事人員		従事人員 1,580 千円 0.2人	従事人員						
総コスト (①+②)	0 千円	従事人員		従事人員		従事人員 9,553 千円 0.2人	従事人員						
事業の目標	①地域における医療体制を強化する。 ②権利擁護の総合的な推進を図る。			【目標設定理由】早期の的確な診断、治療ができるよう、医療体制を強化する必要がある。 【目標設定理由】認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けるための市民後見体制等の整備を図る。									
目標の達成度 を示す指標	指標名	目標		23年度 実績	24年度 見込み	25年度 目標	達成率 (%)						
		目標値	年度				H23	H24	H25				
		認知症サポート医 養成数	80人				25年度	49 (0 千円)	60 (0 千円)	70 (136 千円)	61.3%	75.0%	87.5%
		法人後見実施団体 数	3法人				25年度			3 (3,184 千円)	0.0%	0.0%	100.0%
市民後見推進研修 参加者数	80人	25年度		48 (0 千円)	80 (119 千円)	0.0%	60.0%	100.0%					
評価結果	必要性	・高齢化の進展に伴い、県内認知症高齢者は増加することが見込まれていることから、適切な医療・介護を提供するための対策を早急に実施する。											
	有効性	・認知症サポート医は毎年度着実に増員されており、それによりかかりつけ医や認知症疾患医療センターと連携した早期発見・診断及び相談体制が充実される。											
	効率性	・認知症支援体制の推進にあたっては、国庫補助単価を活用し、適正なコストにより実施することとしている。 ・医療の充実、医療と介護の連携などそれぞれを整備することで、認知症の総合的な支援体制を効率的に推進している。											
	民間・市町との役割分担	・広域調整が必要な認知症サポート医の養成等は県が実施しているが、地域における取組については市町が設置する地域包括支援センターが実施することとしており、役割分担が図られている。 ・市町の市民後見体制整備の推進についても地域の取組みは市町が実施し、県は先行的に取組む市町を支援する観点から補助の経費配分を1:1としており、役割分担が図られている。											
	受益と負担の適正化	・グループホーム職員の資質向上を目的とした研修では、応分の受講料を徴収することにより受益と負担の適正化を図っている。 ・その他の事業については、モデル的に取り組むことにより県内への普及啓発も併せて推進していくものであることから、受益者の負担はなじまない。											
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し								
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定						
実施手法の 見直し内容	市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他												
説明	・医療・介護・生活を包括した総合的な認知症対策を実施するとともに、権利擁護の総合的な推進を図る。												

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課 健康福祉部障害福祉局障害福祉課			
事業名	認知症支援体制推進事業 (認知症地域支援施策推進事業)			担当者電話番号	高年保健福祉係 078-362-3188 精神福祉係 078-362-3263			
事業目的	① 認知症地域支援体制の構築や管内市町の先進事例を普及する等、若年性認知症を含む認知症施策の総合的な水準の向上を図る。 ② 認知症予防、早期発見・受診を図るための普及啓発の実施。 ③ 認知症の人の在宅生活支援と、地域住民の交流による地域づくりを推進する。							
事業内容	①医療・介護・福祉関係者等による認知症施策推進会議や、医療や介護認知症地域ネットワーク構築研修会を開催する。 ②認知症を知るキャンペーンや認知症予防教室等を開催する。 ③キャラバン・メイトの地域活動を啓発する研修会の開催、認知症介護実践者等の育成を行う。 ④地域の認知症医療の中核として鑑別診断等を行う認知症疾患医療センターを全ての2次保健医療圏域に設置する。				事業開始年度	平成21年度		
事業に要するコスト	区分	平成23度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額		
	事業費①	(21,105千円) 50,209千円		(26,691千円) 89,970千円		(28,676千円) 60,806千円		
	人件費②	8,122千円 1.0人		10,410千円 1.3人		7,108千円 0.9人		
	総コスト (①+②)	58,331千円 1.0人		100,380千円 1.3人		67,914千円 0.9人		
事業の目標	①認知症予防、早期発見・早期受診のための普及啓発を実施 ②地域の関係機関連携による、認知症支援体制の構築 ③地域や施設における認知症介護人材の育成と資質の向上を図る。				【目標設定理由】認知症の早期発見・早期受診を推進するためには、意識の向上が必要 【目標設定理由】若年性認知症対策を含めた総合的な支援体制が必要 【目標設定理由】認知症の方への見守りを強化するとともに、適切な対応が必要			
目標の達成度を示す指標		目標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)	
		目標値	年度				H23	H24
	認知症予防教室受講者数	2,000人	28年度		1,800 (56千円)	2,000 (34千円)	0.0%	90.0%
	認知症地域ネットワーク構築研修会参加者数	150人	25年度	105 (556千円)	76 (1,321千円)	119 (571千円)	70.0%	50.7%
	認知症サポート一人数	50,000人	26年度	122,166 (0千円)	158,166 (1千円)	194,166 (0千円)	244.3%	316.3%
評価結果	若年性認知症専門窓口設置市町数	41市町	29年度			8 (8,489千円)	0.0%	0.0%
	必要性	・認知症の正しい理解の普及啓発による、早期発見・早期診断と適切なケアの提供や、地域の認知症ケアに係る人材育成と資質向上が必要である。						
	有効性	・認知症サポート一や、認知症介護指導者数は毎年度着実に増員できており、地域における認知症支援体制の強化や、各地域でのネットワーク構築が広がってきている。						
	効率性	・認知症支援体制の推進にあたっては、国庫補助単価を活用して、適正なコストにより実施している。						
	民間・市町との役割分担	・広域的対応が必要な場合や県の各種関係団体とのネットワークの構築、認知症介護指導者の養成等については県が実施、地域特性に応じた取組については市町が設置する地域包括支援センターが実施することとしており、役割分担を図っている。						
受益と負担の適正化			・市町が実施する取組については、市町直接事業として国庫財源の負担がある。 ・介護専門職等の資質向上を目的とした研修は、応分の受講料を徴収し、受益と負担の適正化を図っている。 ・認知症予防教室の実施により県民自らが認知症を正しく理解することにより、認知症の予防や早期発見・受診が図られ、適切に医療や介護サービスにつなげることが可能となる。それにより、在宅介護も可能となることが見込まれ、結果として介護給付抑制による介護保険財政の健全化に繋がることから受講料を徴収しない。					

実施方針	方 向 性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し		
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	P F I	負担割合変更	事務改善	その他
	県内の認知症高齢者数は今後急増が見込まれていることから、関係機関の連携による総合的な対策を実施するとともに、介護人材の育成を継続して実施する。 【見直し内容】 1 予防教室の縮小（認知症タッチパネルの購入：H24限り） 2 認知症を知るキャンペーンの廃止 3 キャラバンメイト活動研修の廃止 4 認知症疾患医療センター設置数の増（8→11箇所）						

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進・障害者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課 健康福祉部障害福祉局障害福祉課				
事業名	無年金外国籍高齢者・障害者等福祉給付金事業			担当者電話番号	高齢社会課企画調整係 078-362-9033 障害福祉課障害政策係 078-362-9105				
事業目的	①制度的無年金者の解消 ②制度的無年金者の福祉向上								
事業内容	無年金外国籍高齢者・障害者等に対し、市町と共同して福祉給付金を支給				事業開始年度	平成10年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(156,404 千円)		(145,182 千円)		(127,337 千円)			
		156,404 千円		145,182 千円		127,337 千円			
	人件費②	1,624 千円	従事人員	1,602 千円	従事人員	1,580 千円	従事人員		
			0.2人		0.2人		0.2人		
	総コスト (①+②)	158,028 千円	従事人員	146,784 千円	従事人員	128,917 千円	従事人員		
			0.2人		0.2人		0.2人		
事業の目標		①対象者全員に対する給付金の支給			【目標設定理由】国民年金に代わる給付として、制度的無年金者に対する福祉給付金の支給が必要				
		②支給単価の引き上げ			【目標設定理由】国民年金に代わる給付であることから、国民年金相当額を、県、市町共同で支給することが必要				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度 実績	24年度 見込み	25年度 目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	
	高齢者受給者数		418人	25年度	552人 (203 千円)	490人 (203 千円)	418人 (202 千円)	100.0% 100.0% 100.0%	
	障害者受給者数（重度）		102人	25年度	107人 (437 千円)	107人 (437 千円)	102人 (437 千円)	100.0% 100.0% 100.0%	
	高齢者福祉給付金に 係る支給単価		老齢福祉年金 の1/2相当額	23年度	16,800	16,800	16,700	100.0% 100.0% 100.0%	
	障害者福祉給付金に 係る支給単価（重度）		35,800	25年度	35,800	35,800	35,800	100.0% 100.0% 100.0%	
評価結果	必 要 性	・制度的無年金外国籍高齢者・障害者の救済は本来国の責務であるが、国は長期にわたり対応をとっておらず、国が救済措置を講じるまでの間の福祉的措置として必要である。							
	有 効 性	・国民年金に代わる給付として、対象者の健全な生活の維持・向上に寄与している。							
	効 率 性	・前年度と1単位あたりのコストは同じである。							
	民 間・市町との役割分担	・県と市町で共同して事業を実施している。							
	受益と負担の適正化	・支給対象者が別に公的年金等を受給している場合は、支給制限を設けている。							
実施方針	方 向 性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	P F I	負担割合変更	事務改善		
	説 明	国が救済措置を講じるまでの間の福祉的措置として継続実施する。							

事務事業評価資料

施策名	高齢者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局高齢社会課					
事業名	地域における看取り促進事業			担当者電話番号	高年保健福祉係 078-362-3188 養成・審査係 078-362-9118					
事業目的	①がんや難病等、疼痛管理が必要で退院先の家庭介護力が弱い人を地域で看取ることができるホームホスピスの先進的普及の推進 ②特養等における終末期ケアを行える人材の育成 ③終末期ケアに重点化したケアプラン作成等ができる専門性の高い介護支援専門員を養成									
事業内容	①-1ホームホスピス普及基盤整備（評価委員会の設置、開設講座及び従事者研修の実施、フォーラムの開催等） ①-2ホームホスピスの開設に取り組む団体等への改修費等の助成 ②特養職員等への終末期ケア人材育成研修及びスキルアップ研修の実施 ③トップリーダー養成研修及びケアプラン作成研修の実施					事業開始年度	平成25年度			
事業に要するコスト	区分		平成23年度決算額	平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額				
事業費①	(0 千円)		(0 千円)		(0 千円)		18,348 千円			
	0 千円		0 千円		0 千円					
	人件費②		従事人員	従事人員		従事人員				
総コスト (①+②)	0 千円		0 千円		0.0人		0.2人			
	従事人員		従事人員		従事人員					
	0 千円		0 千円		0.0人					
事業の目標		①ホームホスピスを県内に普及するため現5か所に加えて2か年で5か所設置して各圏域1か所の基盤整備を図る。			[目標設定理由]各圏域においてモデル的に実施して、地域における在宅等の終末期ケアニーズに応えるとともに、ホームホスピスを県下に普及・推進するため。					
		②終末期ケアに重点化したケアプラン作成等ができる専門性の高い介護支援専門員（トップリーダー）を養成する。			[目標設定理由]在宅等における看取りを希望する者のニーズに応え、在宅等での終末期ケア対応を実現するため。					
目標の達成度を示す指標	指標名		目標	23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)			
			目標値	年度			H23	H24		
	ホームホスピス新規開設か所数		5か所	26年度	(0 千円)	3か所 (6,643 千円)	0%	0%		
評価結果	トップリーダー養成人数		200名	27年度	(0 千円)	40人 (498 千円)	0%	0%		
								20%		
評価結果	必要性	・今後の多死社会を踏まえて、終末期を迎える場所を整備する必要がある。（2025年には高齢者人口がピーク（3,500万人）となり、年間死亡者数が急増）								
	効果性	・年間死亡者の増加状況や医療機関（療養病床）や施設（特養等）で終末期を迎える人数の限界状況を踏まえ、新たな場（終末期ケアができる場）の提供や将来を見据えた計画的人材育成を推進することにより、地域の看取りの場と機会を増加することができるため有効である。								
	効率性	・県民の在宅死に対するニーズが高い（80.1%）ことなど、新たな看取りの場の提供や在宅でのケアプランを作成できる人材育成を推進することにより、県民ニーズに応える選択肢が増えるなど将来見据えた効率的な対応が図られる。								
	民間・市町との役割分担	・当該事業は、地域での看取りを行える場を県下に普及し地域での定着化を図るために先進的事業であることから、県の役割である。								
	受益と負担の適正化	・介護支援専門員（トップリーダー）等の資質向上を目的とした研修については、応分の受講料を徴収することにより、受益と負担の適正化を図っている。								
実施方針	方向性	新規 廃止 拡充 縮小 統合 継続 凍結(休止) 延長 実施手法の見直し 終期設定								
	実施手法の見直し内容	市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他								
	説明	・在宅で不安なく終末期を過ごすことができるよう、人材育成を含めた新たな看取りの場を整備する。								

事務事業評価資料

事務事業評価資料

事務事業評価資料

事務事業評価資料

事務事業評価資料

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課		
事業名	心身障害者扶養共済制度県単独減免事業			担当者電話番号	知的・発達障害者支援係 078-362-3193		
事業目的	掛金免除による低所得者的心身障害者扶養共済制度へ継続加入促進						
事業内容	①生活保護世帯：全額減免、②県民税非課税世帯：7割免除、③県民税所得割非課税世帯：3割免除			事業開始年度	昭和45年度		
事業に要するコスト	区分		平成23年度決算額	平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額	
事業費①	(15,471 千円)		(14,337 千円)		(12,446 千円)		
	15,471 千円		14,337 千円		12,446 千円		
人件費②	1,624 千円		従事人員 0.2人	1,602 千円		従事人員 0.2人	従事人員 0.2人
	17,095 千円		従事人員 0.2人	15,939 千円		従事人員 0.2人	従事人員 0.2人
事業の目標	①免除が可能な全ての者への免除の実施として、当面、前年実績並み			【目標設定理由】 低所得障害者（児）の生活の安定を図るため。			
目標の達成度を示す指標	指標名		目標 目標値 年度	23年度 実績	24年度 見込み	25年度 目標	達成率 (%)
	免除人数		217 人 25年度	237 人 (72 千円)	217 人 (73 千円)	217 人 (65 千円)	H23 H24 H25
評価結果	必要性	・低所得障害者（児）の生活の安定に資する扶養共済制度への加入を促進するためには、経済的負担を軽減するための一定の配慮が必要である。					
	有効性	・対象となる低所得者全員に対して100%軽減措置が図られている。					
	効率性	・対象者数の増減等実績のみによって変動し、実質的なコストは一定である。					
	民間・市町との役割分担	・昭和40年代に全国的な制度として統一、標準化された際、県が実施主体となることとして、制度の運営責任を有している。					
	受益と負担の適正化	・所得の状況に応じて、免除割合を設定しており、受益と負担の適正化が図られている。					
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	延長	実施手法の見直し 終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他
	説明	低所得世帯に属する加入者に対して、世帯の経済的負担を低減することで制度への継続加入を促し、もって障害児（者）の生活の安定を図るため、引き続き事業を継続する。					

事務事業評価資料

事務事業評価資料

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課		
事業名	地域生活定着支援事業			担当者電話番号	知的・発達障害者支援係 078-362-3193		
事業目的	障害者や高齢者で、矯正施設から退所後、直ちに自立した生活を営むことが困難と認められる者等に対する福祉サービス等の利用にかかる支援体制の構築						
事業内容	地域生活定着支援センターの運営					事業開始年度	平成22年度
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額	
	事業費①	(0 千円) 17,000 千円		(0 千円) 17,000 千円		(0 千円) 25,000 千円	
	人件費②	812 千円	従事人員 0.1人	801 千円	従事人員 0.1人	790 千円	従事人員 0.1人
	総コスト (①+②)	17,812 千円	従事人員 0.1人	17,801 千円	従事人員 0.1人	25,790 千円	従事人員 0.1人
事業の目標	矯正施設から退所した障害者、高齢者で、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対する適切な支援				【目標設定理由】 矯正施設から退所した障害者、高齢者が、自立生活または社会生活が行えるよう、支援を行うことが重要であるため。		
目標の達成度を示す指標	指標名 利用人員	目標 目標値 70人		23年度 実績 H25	24年度 見込み 59人 (302 千円)	25年度 目標 70人 (297 千円)	達成率 (%) H23 118.0%
		年度 H25					H24 120.0% H25 100%
評価結果	必要性	国調査において、全国の刑事施設出所者のうち、引受人がいない高齢者・障害者で、支援が必要とされる者が約1,000人と推計されており、現在、これらの者を福祉の支援へつなぐ基盤がないことから、支援のための体制整備が必要である。					
	有効性	現在、矯正施設から退所した障害者、高齢者を、福祉の支援へつなぐ基盤がないことから、他府県とのセンターとも連携しつつ、福祉の支援へつなげていくための十分な調整が可能な機関として、有効である。					
	効率性	国庫補助事業(10/10)を活用し、国庫単価によりセンターを設置・運営することとしており、コスト水準は適正である。					
	民間・市町との役割分担	県は、矯正施設から退所した障害者、高齢者が、地域において、必要な福祉サービスを利用できるよう調整を行う全県拠点としてセンターを設置・運営し、地域での受入後、市町が主体となって継続的に福祉サービスを提供していくものであることから、役割分担は適切である。					
	受益と負担の適正化						
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	P F I	負担割合変更	事務改善 その他
	説明	平成22年7月1日に、兵庫県地域生活定着支援センターを設置し、矯正施設からの退所した障害者、高齢者について、保護観察所や関係機関等とも連携しつつ、福祉の支援が受けられるよう、着実にコーディネートを行っている。また、全都道府県において、地域生活定着支援センターが設置されている状況や、国の要項改正により、今後、支援対象者の増加が見込まれることから、事業を継続していく必要がある。					

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害福祉課・障害者支援課		
事業名	障害者自立（総合）支援推進交付金			担当者電話番号	身体障害者支援係 078-362-3192 社会参加支援担当 078-362-3237		
事業目的	①障害者を取り巻く環境の変化のなかで、障害者のニーズにもっとも理解が深い障害者団体が諸課題に対し迅速・的確に対応できるよう総括予算化 ②聴覚障害者については、盲ろう者のニーズや県立聴覚障害者情報センターの安定運営に対応						
事業内容	①障害者の自立、社会参加を促進するため、盲ろう者に対する通訳者派遣事業等必要な支援を行う ②対象：（公財）兵庫県聴覚障害者協会等 5団体					事業開始年度	平成21年度
事業に要するコスト	区分		平成23年度決算額	平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額	
	事業費①		(54,625 千円) 119,000 千円	(61,450 千円) 122,500 千円		(61,450 千円) 122,500 千円	
	人件費②		12,183 千円	従事人員 1.5人	従事人員 1.5人	従事人員 11,847 千円	従事人員 1.5人
	総コスト (①+②)		131,183 千円	従事人員 1.5人	従事人員 1.5人	従事人員 134,347 千円	従事人員 1.5人
事業の目標	障害者ニーズに沿った適正かつ効率的な施策展開				【目標設定理由】 障害者自立支援法施行後、限られた予算内で効率的に施策展開を図るためにには、多様化する障害福祉サービスと障害者ニーズを的確にマッチングさせる必要があるため。		
目標の達成度を示す指標	指標名		目標	23年度 実績	24年度 見込み	達成率 (%)	
	目標値	年度	25年度 目標		H23	H24	
	障害福祉サービス支給決定者数		45,830 人	25年度 (4 千円)	35,068 (3 千円)	40,449 (3 千円)	45,830 (3 千円)
評価結果	必要性	・障害福祉サービス支給決定者は増加傾向にあり、その行政ニーズも刻々と変化していることから、真に必要な障害者施策を安定的かつ柔軟に実施する必要がある。					
	有効性	・障害福祉サービス支給決定者は増加傾向にあり、障害者の地域における自立生活は活発化している。					
	効率性	・既存の障害者団体への委託料等の実績を基礎に、障害福祉サービス支給決定者数の伸率により交付金額を決定しており、コストは一定している。					
	民間・市町との役割分担	・広域的な課題に要する経費を県域の障害者団体に対して交付するものであり、県が事業主体となることが適当である。					
	受益と負担の適正化						
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更 事務改善	その他
	説明	障害福祉サービス支給決定者は増加傾向にあり、その行政ニーズも刻々と変化していることから、障害者団体の判断により真に必要な施策を迅速・的確に提供できるよう、事業を継続する。					

事務事業評価資料

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課			
事業名	障害者しごと支援事業			担当者電話番号	就労対策担当 078-362-3261			
事業目的	障害者の福祉的就労の充実							
事業内容	①しごと開拓員による障害福祉事業所の受注する仕事の開拓 ②インターネットを活用した授産製品の販売拡大・PR ③障害者福祉事業所への技術指導				事業開始年度	平成14年度		
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額		
	事業費①	(6,835 千円) 15,109 千円		(6,725 千円) 13,451 千円		(13,846 千円) 32,990 千円		
	人件費②	1,624 千円	従事人員 0.2人	1,602 千円	従事人員 0.2人	1,580 千円	従事人員 0.2人	
	総コスト (①+②)	16,733 千円	従事人員 0.2人	15,053 千円	従事人員 0.2人	34,570 千円	従事人員 0.2人	
事業の目標	福祉的就労する障害者の工賃向上			[目標設定理由] 福祉的就労する障害者が地域で自立した生活を営める環境整備を推進するため。				
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度 実績	24年度 見込み	25年度 目標	達成率 (%)	
		目標値	年度				H23	H24
評価結果	兵庫県の工賃	15,000 円	26年度	11,868 (1 千円)	13,000 (1 千円)	14,000 (2 千円)	79.1%	86.7%
	必要性	・兵庫県工賃向上計画に基づく工賃向上を図るために、企業や国等を訪問して県内事業所等の仕事の受注拡大等に取り組むとともに、県民が簡単に授産製品を直接購入できるようインターネットを活用した仕組み構築し、販売促進を支援することが必要である。						
	有効性	・企業や国等を訪問して県内事業所等の仕事の受注拡大やインターネットを活用した販売拡大・PRは、有効性が高いため、障害者応援企業等との連携を図りながら目標達成に向けて取り組む。						
	効率性	・H26年度の目標工賃の達成に向けて、企業や国等の訪問による県内事業所等の仕事の受注拡大等、インターネットを活用した販売拡大・PRに、重点的に取り組む。						
	民間・市町との役割分担	・授産製品の販路拡大について、地域の特性を活かした市町の取組の拡大等を要請するとともに、地域格差が生じないよう広域的な調整が必要なため、県が事業主体となり、兵庫セルプセンターに委託して実施している。						
実施方針	受益と負担の適正化							
	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	実施手法の見直し 凍結(休止)	延長	終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	P F I	負担割合変更	事務改善 その他	
	説明	兵庫県工賃向上計画の目標達成のため、インターネットを活用した仕組みを構築するなど、より積極的に授産製品の販売拡大・PRを図っていく。 【拡充内容】 1 しごと開拓員6名を配置(従来のしごと開拓推進員4名は廃止)し、積極的な受注開拓を実施 2 インターネットショップの全面リニューアル 3 授産製品購入に係る配送経費の無料化や授産製品パッケージの統一作成を社会実験として実施、等						

事務事業評価資料

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課				
事業名	知的・精神障害者率先雇用事業			担当者電話番号	就労対策担当 078-362-3261				
事業目的	知的・精神障害者の一般就労への移行などの社会的自立の促進								
事業内容	知的及び精神障害者を一般就労へのステップとして短期雇用				事業開始年度	平成19年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(1,989 千円) 5,185 千円		(3,197 千円) 6,393 千円		(2,640 千円) 5,280 千円			
	人件費②	2,437 千円	従事人員 0.3人	2,402 千円	従事人員 0.3人	2,369 千円	従事人員 0.3人		
	総コスト (①+②)	7,622 千円	従事人員 0.3人	8,795 千円	従事人員 0.3人	7,649 千円	従事人員 0.3人		
事業の目標	率先雇用終了後の一般就労への移行者数拡大				【目標設定理由】一般就労を希望する障害者の雇用の促進を図るため。				
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	一般就労移行者数	10人	25年度	6 (1,270 千円)	3 (2,932 千円)	10 (765 千円)	60.0%	30.0%	100.0%
評価結果	必要性	・市町、民間企業等における障害者の雇用や職場実習の積極的な受入を進めため、県の率先行動として、知的・精神障害者を実際の職場で短期雇用することが必要である。							
	有効性	・率先雇用終了後の一般就労への移行者数は、年度により応募者の障害程度にはばらつきがある。国や障害者就業・生活支援センターとの連携強化を図ることにより、障害者の一般就労を促進する。							
	効率性	・一般就労移行者数は、労働市場での需給や、障害者の状況に応じて、年度により指標1単位あたりのコストは変動する。							
	民間・市町との役割分担	・県が市町、民間等での雇用促進を図るために率先して実施する事業である。							
	受益と負担の適正化								
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	P F I	負担割合変更	事務改善	その他	
	説明	障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の一般就労移行を一層促進する必要があることから、引き続き事業を継続する。							

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課		
事業名	精神障害者社会適応訓練事業			担当者電話番号	就労対策担当 078-362-3261		
事業目的	精神障害者の一般就労への移行など社会的自立を促進						
事業内容	協力事業所に委託し、社会適応訓練事業を実施 ※実習型1千円/日 雇用指向型2千円/日			事業開始年度	昭和47年度		
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額	
	事業費①	(1,716 千円) 11,774 千円		(9,083 千円) 9,083 千円		(8,173 千円) 8,173 千円	
	人件費②	1,624 千円	従事人員 0.2人	1,602 千円	従事人員 0.2人	1,580 千円	従事人員 0.2人
	総コスト (①+②)		従事人員 0.2人		従事人員 0.2人		従事人員 0.2人
		13,398 千円		10,685 千円	9,753 千円		
事業の目標	訓練生数の拡大			【目標設定理由】 一般就労が困難な精神障害者について企業での雇用を促進するため			
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)
		目標値	年度			H23	H24
	訓練生数	100人	25年度	61 (220 千円)	70 (153 千円)	100 (98 千円)	61.0% 70.0% 100.0%
評価結果	必要性	・精神障害者について理解のある民間企業（協力事業所）での一定期間の訓練により、一般就労に必要な集中力、対人能力、仕事に対する持久力を養うことが必要である。					
	有効性	・障害者の障害特性や状態により対応した内容の訓練を実施できる。					
	効率性	・指標1単位あたりのコストは改善している。					
	民間・市町との役割分担	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の規定により、都道府県が実施することとされている。					
	受益と負担の適正化	・精神障害者社会適応訓練事業と同様の国の障害者委託訓練事業において、障害者から訓練費用を徴収していないことから、同様の取扱いとし、訓練生からは訓練費用を徴収していない。					
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他
	説明	H21年度に訓練内容を実習型と雇用指向型に区分し、協力事業主に対する協力奨励金をそれぞれ1,000円、2,000円に設定するなど一般就労に向けたステップアップ方式に改善しており、今後はさらに、ハローワーク等の関係機関とも連携し、利用者ニーズにあった事業を開拓する。					

事務事業評価資料

事務事業評価資料

施策名	障害者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課					
事業名	介護職員等医療的ケア実施研修事業			担当者電話番号	障害施設係 078-362-3194					
事業目的	たん吸引等が必要な高齢者・障害者に適切な医療的ケアを行える介護職員等の養成									
事業内容	①介護職員等に対する基本研修・実地研修の実施 ②基本研修講師・実地研修指導者養成研修の実施				事業開始年度	平成23年度				
事業に要するコスト	区分		平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
事業に要するコスト	事業費①		(0 千円) 30,000 千円		(0 千円) 15,915 千円		(11,443 千円) 22,886 千円			
	人件費②		従事人員 3,249 千円	0.4人	従事人員 3,203 千円	0.4人	従事人員 3,159 千円			
	総コスト (①+②)		従事人員 33,249 千円	0.4人	従事人員 19,118 千円	0.4人	従事人員 26,045 千円			
事業の目標		高齢者・障害者の施設・在宅での生活を支える医療・介護の安心確保			[目標設定理由] たんの吸引等が必要な高齢者・障害者に対して必要なケアをより安全に提供する必要があるため					
目標の達成度を示す指標	指標名		目標		23年度 実績	24年度 見込み	25年度 目標	達成率 (%)		
	目標値		年度					H23	H24	H25
	介護職員等養成人員		400人	25年度	144 (231 千円)	441 (43 千円)	400 (65 千円)	96.0%	104.3%	100.0%
	指導者養成人員		245人	25年度	323 (103 千円)	253 (76 千円)	245 (106 千円)	430.7%	103.3%	100.0%
評価結果	必 要 性		・介護現場等におけるたんの吸引等のニーズや実態を踏まえ、必要な人に必要なサービスを安全かつ速やかに提供する必要がある。							
	有 効 性		・今後、さらに医療ニーズが高い高齢者・障害者が増加することが見込まれることから、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することは、施設・在宅での生活を支える医療・介護の安心確保に寄与する。							
	効 率 性		・ノウハウを有する県看護協会に委託実施することにより研修を効率的に実施できる。							
	民間・市町との役割分担		・国通知等により、県が事業主体となって、事業実施することとされている。 (事業運営が適切に実施できる団体へ委託可)							
	受益と負担の適正化		・受講者から応分の受講料を徴収することにより、受益と負担の適正化を図っている。							
実施方針	方 向 性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	P F I	負担割合変更	事務改善	その他		
	説明	高齢者・障害者の施設・在宅での生活を支える医療・介護の安心確保に資するため実施する。								

事務事業評価資料

施策名	ユニバーサル社会づくりの推進			所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課				
事業名	県主催イベントにおける情報配慮支援事業			担当者電話番号	ユニバーサル係 078-362-4379				
事業目的	①聴覚障害者の社会参加の促進、②県主催イベントでの情報配慮の確実な実施のための環境整備								
事業内容	聴覚障害者が参加又は参加者が300名以上の県主催イベントについて手話通訳・要約筆記者の配置				事業開始年度	平成23年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 4,191千円		(0千円) 5,101千円		(2,420千円) 4,840千円			
	人件費②	2,437千円	従事人員 0.3人	2,402千円	従事人員 0.3人	2,369千円	従事人員 0.3人		
	総コスト (①+②)	6,628千円	従事人員 0.3人	7,503千円	従事人員 0.3人	7,209千円	従事人員 0.3人		
事業の目標	①聴覚障害者が県主催イベント等に参加する機会の拡大			[目標設定理由] 情報配慮が不十分なため、聴覚障害者が県主催イベント等に参加できない。					
	②不特定多数が参加する300人以上の県主催イベント等で情報配慮			[目標設定理由] 聴覚障害者への情報配慮を行うルールの徹底や情報配慮のための環境が整っていない。					
目標の達成度を示す指標	指標名 配慮するイベント件数	目標		23年度実績 72 (92千円)	24年度見込み 83 (90千円)	25年度目標 114 (63千円)	達成率(%)		
		目標値 114件	年度 25年度				H23 63.2%	H24 72.8%	H25 100.0%
評価結果	必要性	・情報配慮が不十分なため、聴覚障害者が県主催イベント等に参加できない。 ・そのため、情報配慮が確実に実施できる環境を整備する必要がある。							
	有効性	・情報配慮のルールを徹底し、予算措置することで、該当するイベントでの情報配慮を実現することに有効である。							
	効率性	・現在、県に設置している手話通訳非常勤嘱託員を活用することで、手話通訳の派遣依頼人数を少なくすることが可能であり、指標1単位当たりのコストの削減に努める。							
	民間・市町との役割分担	・県が主催するイベントで実施するものであり、主催者としての県が実施する。 ・県が先行的に実施することにより、市町や民間に取組を広げていく。							
	受益と負担の適正化	・聴覚障害者がより多くの県主催イベント等に参加できるよう実施するものであり、負担を求めない。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	聴覚障害者がより多くの県主催イベント等に参加できるよう、情報配慮の徹底を図る。								

事務事業評価資料

施策名	ユニバーサル社会づくりの推進			所管部局課名	健康福祉部障害福祉局障害者支援課				
事業名	ロボットリハビリテーション普及推進事業			担当者電話番号	ユニバーサル係 078-362-4379				
事業目的	①ロボットリハビリテーションの評価手法の確立 ②ロボットリハビリテーションの普及 ③福祉のまちづくり研究所を含む兵庫リハ全体のブランド力向上								
事業内容	福祉のまちづくり研究所においてロボットリハビリテーションの有効性の立証に向けた研究を進めるとともに、リハビリテーション手法を構築し、その普及を図る。			事業開始年度	平成25年度				
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(0 千円) 0 千円		(0 千円) 0 千円		(12,700 千円) 12,700 千円			
	人件費②	0 千円	従事人員 0.0人	0 千円	従事人員 0.0人	790 千円	従事人員 0.1人		
	総コスト (①+②)		従事人員 0.0人		従事人員 0.0人		従事人員 0.1人		
事業の目標	①ロボットリハビリテーションの有効性の立証			【目標設定理由】科学的根拠に基づく評価・分析によって有効性を立証し、リハビリ手法の確立につなげる。					
	②ロボットリハビリテーション手法の構築			【目標設定理由】科学的根拠に基づく有効なリハビリ手法を確立し、ロボットリハビリテーションの普及をはかる。					
	③ロボットリハビリテーションの普及			【目標設定理由】ロボットリハビリテーションの最先端の拠点となり、兵庫リハのブランド力向上や優秀な人材の集積につなげる。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度 実績	24年度 見込み	25年度 目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	ロボットリハビリテーション年間実施回数	6,000回	27 年度	(0 千円)	-	2,000 (0 千円)	-	100.0%	
評価結果	必要性	・病院と研究機関が同一施設内にあり、チームアプローチが可能な兵庫リハの強みを生かし、ロボットリハビリテーションの普及をはかることで、福祉のまちづくり研究所を含む兵庫リハ全体のブランド力を向上できる。							
	有効性	・運動機能等に障害を持たれた方が、その機能を回復するリハビリテーション手法として、今までにない効果が期待できる。							
	効率性	・企業や他機関と連携した研究を行うことで、コストの削減にもつとめている。							
	民間・市町との役割分担	・他の研究機関に先立ってロボットリハビリテーションの研究を推進することで、兵庫リハのアドバンテージを今後も確保するための事業である。							
	受益と負担の適正化	・リハビリテーションで使用する機器等の費用は病院が負担しており、また患者は規定の医療費を支払ってリハビリテーションを受けている。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	実施手法の見直し 凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	福祉のまちづくり研究所で評価手法等の研究を行うことにより、ロボットリハビリテーションの普及推進を図る。								

事務事業評価資料

施策名	社会福祉基盤の充実と安定化 高齢者福祉の推進			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局福祉法人課 健康福祉部社会福祉局高齢社会課			
事業名	福祉人材確保対策事業			担当者電話番号	施設・人材係 078-362-4086 (福祉法人) 養成・審査係 078-362-9118 (高齢社会)			
事業目的	①雇用のミスマッチ解消による、福祉関連業種の安定的な運営の実現 ②新規養成・潜在的有資格者等による福祉人材の確保							
事業内容	①福祉人材センターの運営支援、②小規模事業所の人材確保支援、③就労希望者の職場体験、④人材養成研修等			事業開始年度	平成3年度			
事業に要するコスト	平成23年度決算額			平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額		
	事業費① (14,701 千円) 115,558 千円			(13,150 千円) 43,926 千円		(6,615 千円) 52,762 千円		
	人件費② 5,685 千円	従事人員 0.7人	4,004 千円	従事人員 0.5人	4,739 千円	従事人員 0.6人	従事人員 0.6人	
		従事人員 0.7人		従事人員 0.5人				
事業の目標	若年層、潜在的有資格者、他業種の離職者等多様な人材の参入促進			【目標設定理由】少子高齢化の進行が見込まれる中、質の高い人材を安定的に確保していくため				
目標の達成度を示す指標	指標名 福祉人材確保数 (H21~25)	目 標		23年度 実績	24年度 見込み	25年度 目標	達成率 (%)	
		目標値 39,600人	年度 25年度	32,600 (10 千円)	36,100 (14 千円)	39,600 (16 千円)	H23 82.3% H24 91.2% H25 100.0%	
評価結果	必 要 性	・少子高齢化により、労働力人口が減少する一方で、福祉・介護サービスは増大が見込まれ、質の高い人材を安定的に確保するための取組が必要						
	有 効 性	・就職相談会等を各地で開催し参加機会を増やすとともに、福祉職場での体験機会を確保することなどにより、雇用のミスマッチ改善や福祉人材の確保に一定の成果が上がっており、人材の量的確保が進んだほか、福祉人材のキャリアアップ支援のための研修を実施することなどにより定着面でも介護職の離職率が改善した。						
	効 率 性	・平成23年度は、目標数を大きく上回る12,000人の人材を確保できた。その結果、平成23年度の1単位当たりコストは極めて低い値となった。 ・平成24年度は、福祉人材の量的確保は進んだが、介護関連職種の有効求人倍率は他産業と比較すると依然として高いほか、他産業からの未経験者の参入が多いなど質の確保が課題となっていることから、質の確保を中心に量・質両面にわたる福祉人材確保対策を実施し効率化を図る。 ・平成25年度は、福祉の現場のニーズを踏まえ、学生の福祉・介護サービス分野への参入促進等を中心に量・質両面にわたる福祉人材確保対策を実施し効率化を図る。						
	民間・市町との役割分担	・福祉人材の不足は全県的な課題であり、県が広域的な視点に立って対策を実施する。 ・人材養成研修等の実施にあたっては、職能団体や人材養成校に委託することで、民間のノウハウを有効活用する。						
	受益と負担の適正化	・合同就職説明会では、事業者から出展料を徴収し、適正な受益者負担を求めている。 ・国の臨時特例交付金を活用して実施する事業については、国提示の補助限度額の範囲内で事業を行うため、それを超える分については事業者の負担である。						
実施方針	方 向 性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	実施手法の見直し	実施手法の見直し		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	P F I	負担割合変更	事務改善	
	説明	その他 人材不足を解消するため、福祉人材センターによる事業に加え、緊急雇用就業機会創出基金を活用し、福祉・介護従事者のキャリアアップ支援や学生の福祉・介護サービス分野への参入促進など事業の重点化を図り、引き続き福祉人材確保対策を推進する。						

事務事業評価資料

事務事業評価資料

施策名	社会福祉基盤の充実と安定化			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局福祉法人課			
事業名	日常生活自立支援事業			担当者電話番号	施設・人材係 078-362-4086			
事業目的	高齢者・障害者の権利擁護、福祉サービス利用の援助							
事業内容	①高齢者・障害者権利擁護センターの運営 ②地域における福祉サービス利用援助(市町社協委託事業)					事業開始年度	平成11年度	
事業に要するコスト	区分 平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
事業費①	(46,287 千円) 92,574 千円		(50,364 千円) 100,728 千円		(50,607 千円) 101,214 千円			
	人件費②	従事人員 2,437 千円 0.3人		従事人員 2,402 千円 0.3人		従事人員 2,369 千円 0.3人		
総コスト (①+②)		従事人員 95,011 千円 0.3人		従事人員 103,130 千円 0.3人		従事人員 103,583 千円 0.3人		
事業の目標	福祉サービス利用援助を必要とするすべての人がサービスを利用できる体制の整備				【目標設定理由】 福祉サービス利用援助を必要とするすべての人がサービスを利用できる体制を整備しなければ、権利擁護が図られないため。			
目標の達成度を示す指標	指標名 福祉サービス利用援助事業契約数 (神戸市を除く)	目標 目標値 818件		23年度 実績 660 (144 千円)	24年度 見込み 739 (140 千円)	25年度 目標 818 (127 千円)	達成率 (%) H23 80.7% H24 90.3% H25 100.0%	
評価結果	必 要 性	・福祉サービスの利用が措置から契約制度に転換したことから、判断能力が不十分な高齢者や障害者の福祉サービス利用に対する支援が必要である。						
	有 効 性	・福祉サービス利用援助事業契約数は増加傾向にあり、高齢者・障害者の権利擁護体制が強化されてきている。						
	効 率 性	・福祉サービス利用援助事業契約数は増加傾向にあり、指標1単位あたりのコストは改善している。						
	民間・市町との役割分担	・社会福祉法の規定により、県社協が市町社協その他の者と協力して事業を実施している。 ・県は事業実施に要する経費を補助している。						
	受益と負担の適正化	・サービス利用者から一定の自己負担を求めており、受益と負担の適正化が図られている。						
実施方針	方 向 性	新規 廃止	拡充 縮小	統合	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他
	説 明	高齢者や障害者の福祉サービス利用を支援する事業として社会福祉法に規定された事業であることから、継続して実施する。						

事務事業評価資料

事務事業評価資料

事務事業評価資料

事務事業評価資料

事務事業評価資料

施策名	社会福祉基盤の充実と安定化			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局医療保険課		
事業名	国民健康保険組合特定健診支援事業			担当者電話番号	医療係 078-362-3209		
事業目的	平成20年度から保険者に義務づけられた特定健診等に係る経費を、国民健康保険組合のうち、財政力が低い組合を対象とし、受診率向上のため、その取組を支援する。						
事業内容	財政力の低い国民健康保険組合に対して、特定健康診査等に要する経費の一部を補助する。				事業開始年度	平成21年度	
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額	
	事業費①	(9,800 千円) 9,800 千円		(9,800 千円) 9,800 千円		(5,000 千円) 5,000 千円	
	人件費②	1,625 千円	従事人員 0.2人	1,602 千円	従事人員 0.2人	1,580 千円	従事人員 0.2人
	総コスト (①+②)	11,425 千円	従事人員 0.2人	11,402 千円	従事人員 0.2人	6,580 千円	従事人員 0.2人
事業の目標	補助対象の国保組合における特定健康診査受診率の向上			【目標設定理由】 特定健康診査・保健指導の事業評価指標であるため			
目標の達成度を示す指標	指標名 補助対象の国保組合における特定健康診査受診率	目標 目標値 70%		23年度 実績 H24 25.2% (9,800 千円)	24年度 見込み 26.5% (9,800 千円)	25年度 目標 - 36.0	達成率 (%) H23 H24 H25 37.9 - 60.0%
		年度 H29 50%		-	- 30% (5,000 千円)	- -	- -
評価結果	必要性	市町国保が実施する特定健康診査等に対しては、国・県からそれぞれ補助基準額の1/3相当額の負担金が助成されているが、国保組合に対しては国からの補助金のみであり、平成29年度における目標達成のためには、財政力の特に脆弱な組合に助成を行う必要がある。					
	有効性	今年度の特定健康診査等の事業実績は、前年度に比べて増加(健診受診者H23実績12,155人→H24見込13,003人)の見込みで取り組んでおり、この取組をさらに推進させ受診率向上に有効である。					
	効率性	国庫補助事業と連動して事業実施しており、実質的コストは一定である。					
	民間・市町との役割分担	国民健康保険組合は、「高齢者の医療の確保に関する法律」(H20制定)に基づき、医療保険者の義務として自らが事業主体として特定健康診査等を実施することとなっている。					
	受益と負担の適正化	当事業費補助は、実質的公平の観点から財政力の弱い国民健康保険組合に対するものであり、著しく不公平な受益は発生しないものと考えられる。					
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	実施手法の見直し 凍結(休止)	延長	終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善
	説明	H24年度事業「特定健康診査等事業費補助」の実施手法を見直し 【見直し内容】 第一期特定健康診査等実施計画(平成20~24年度)から第二期計画(平成25~29年度)への移行に伴い、更なる受診率向上支援策の強化を図るために、前年度受診率を上回ることを補助の条件とする。					

事務事業評価資料

事務事業評価資料

施策名	人権啓発施策の推進			所管部局課名	健康福祉部社会福祉局人権推進課					
事業名	人権ネットワーク事業			担当者電話番号	啓発係 078-362-9135					
事業目的	①関係機関・団体の連携を強化し、人権相談から保護・救済へと速やかにつなぐ。 ②人権に関わりの深い様々な職種従事者に対する研修を行い、人権課題の多様化に対応する。 ③人権に関する幅広い情報を県民等に対して提供し、県民の人権意識の高揚等を図る。									
事業内容	①人権ネットの運営(年4回)、②人権啓発研修の実施、③「人権ジャーナルきずな」の発行(毎月)				事業開始年度	昭和51年度				
事業に要するコスト	区分 平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額					
事業費①	(224 千円)		(195 千円)		(155 千円)					
	8,729 千円		8,700 千円		8,660 千円					
人件費②	14,620 千円		従事人員 1.8人	従事人員 1.8人	14,216 千円		従事人員 1.8人			
	23,349 千円		従事人員 1.8人	従事人員 1.8人	22,876 千円		従事人員 1.8人			
事業の目標		①人権に関わる様々な関係機関・団体の連携強化を図る。 ②人権課題の多様化に対応した研修を実施する。 ③多様な人権課題に関する情報を全県的に幅広く提供する。		【目標設定理由】人権相談から保護・救済へと速やかにつなぐためには関係機関・団体の連携が不可欠。 【目標設定理由】人権課題の多様化に対応するためには、幅広い職種に対する研修が必要。 【目標設定理由】県民の人権意識高揚を図るために、様々な人権情報を幅広く提供することが必要。						
目標の達成度を示す指標	指標名		目標 目標値 年度	23年度 実績	24年度 見込み	25年度 目標	達成率 (%)			
	人権ネットワーク参加団体数		40団体 毎年度	40 (1 千円)	41 (1 千円)	41 (1 千円)	H23	100.0%	102.5%	102.5%
	特定職種人権研修受講者数		3,400人 毎年度	2,776 (0 千円)	3,289 (0 千円)	3,400 (0 千円)	H24	81.6%	96.7%	100.0%
	人権総合情報誌発行部数		30,000部/月 毎年度	30,000部 (0 千円)	30,000部 (0 千円)	30,000部 (0 千円)	H25	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性		・様々な人権問題が存在し、かつ複雑・多様化しており、人権相談から救済へと速やかにつないでいくよう、関係機関・団体間の連携を強化するとともに、幅広い研修・啓発活動を展開することが求められており、本事業を継続実施する必要がある。							
	有効性		・いずれの指標も、ほぼ目標値を達成しており、事業は有効である。 ・平成24年度には、新たな人権課題である性的マイノリティの支援団体に参画いただくなど、幅広い関係機関・団体との連携・協働のもと、幅広い研修・啓発活動を展開でき、事業は有効である。							
	効率性		・指標1単位あたりのコストはほぼ一定しており、効率的に実施されている。 ・関係機関・団体との連携・協働により、相互の意見、情報の交換・共有を図りながら、幅広い研修・啓発活動を効率的に展開できる。							
	民間・市町との役割分担		・本事業は、広域的な観点から全県的に展開する事業であり、中立・公平・公正性を確保しつつ、広域的な観点から県が全県的なネットワークを構築し、展開することが適切である。							
	受益と負担の適正化									
実施方針	方 向 性	新規 廃止	拡充 縮小	統合	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	実施手法の見直し 終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	P F I	負担割合変更	事務改善	その他		
	説明	様々な人権問題に対応し、人権相談から救済へと速やかにつないでいくよう、新たな人権課題にも適切に対応するなど、幅広い関係機関・団体間の連携を、より強化することが必要であり、引き続き事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備			所管部局課名	健康福祉部健康局医務課				
事業名	健康危機管理対策事業			担当者電話番号	企画調整係 078-362-4351				
事業目的	県民の生命や健康を脅かす健康危機に対応し、県民の生命の安全と健康の確保を図る								
事業内容	①内容：県民からの健康危機情報を24時間365日受け付ける窓口の設置 ②設置場所：各健康福祉事務所（13保健所） ③対応方法： ○執務時間内 各健康福祉事務所（保健所）で従来の相談等として対応 ○執務時間外 電話を災害対策センターに自動転送 ↓ 宿当直体制の非常勤嘱託員が受付 ↓ 緊急性が高い案件は管轄事務所長へ連絡				事業開始年度	平成14年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(3,548 千円) 7,096 千円		(3,556 千円) 7,111 千円		(3,556 千円) 7,118 千円			
	人件費②	1,624 千円	従事人員 0.2人	1,602 千円	従事人員 0.2人	1,580 千円	従事人員 0.2人		
	総コスト (①+②)	8,720 千円	従事人員 0.2人	8,713 千円	従事人員 0.2人	8,698 千円	従事人員 0.2人		
事業の目標	健康危機に24時間365日体制で対応する体制の構築			【目標設定理由】 健康危機に早急かつ適切に対応するため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	窓口開設日	365日	毎年度	366日 (24 千円)	365日 (24 千円)	365日 (24 千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	0157による集団感染、集団食中毒、新型インフルエンザ等感染症の流行などの健康危機には、早急かつ適切に対応しなければ、県民の生命及び健康に重大な被害を与える可能性が高いため、24時間365日対応できる体制を整える必要がある。							
	有効性	相談件数は増加傾向であり、県民の不安解消が図られている。							
	効率性	執務時間外には、13健康福祉事務所から災害対策センターに自動転送することで業務の集約化を図っている。							
	民間・市町との役割分担	県の業務である、食中毒、医療相談、精神等の相談業務について、夜間分を集中的に対応するもの。							
	受益と負担の適正化	県の業務である、食中毒、医療相談、精神等の相談業務について、夜間分を集中的に対応するもの。							
実施方針	方向性	新規		拡充	継続	実施手法の見直し			
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	県民の安全・安心を守るために、継続実施								

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備			所管部局課名	健康福祉部健康局医務課		
事業名	音楽療法定着促進事業			担当者電話番号	計画係 078-362-3135		
事業目的	高齢化の進展を踏まえ、心身の機能の維持改善等に効果的な音楽療法を普及						
事業内容	音楽療法の導入に対する補助 ①補助対象者 新たに週1回程度、音楽療法を実施しようとする施設、②補助対象経費 音楽療法士の謝金・交通費、③補助率 定額、④補助期間 3ヶ月～1年間					事業開始年度	平成18年度
事業に要するコスト	区分		平成23年度決算額	平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額	
	事業費①		(4,703 千円) 4,703 千円	(9,832 千円) 9,832 千円		(9,832 千円) 9,832 千円	
	人件費②		8,934 千円 1.1人	従事人員 8,809 千円 1.1人	従事人員 8,688 千円 1.1人	従事人員 8,520 千円 1.1人	従事人員
	総コスト (①+②)		13,637 千円 1.1人	従事人員 18,641 千円 1.1人	従事人員 18,520 千円 1.1人	従事人員	従事人員
事業の目標	音楽療法が効果的に見込まれる全ての医療・福祉施設での音楽療法の実施				【目標設定理由】先導的な取組であり、効果が見込まれる高齢者等の生活の場であらゆる医療・福祉施設に普及させる必要があるため。		
目標の達成度を示す指標	指標名		目標	23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)
	目標値 年度	150施設 毎年度	63 (216 千円)	60 (311 千円)	150 (123 千円)	H23 H24 H25	
評価結果	必要性	・高齢化の進展に伴い、心身の機能の維持改善等に効果的な、音楽療法の果たす役割は高まっている。					
	有効性	・累計実施施設数は順調に伸びており、補助終了後の音楽療法の定着率も90%を超えていている。					
	効率性	・補助額の設定(定額2,500円)					
	民間・市町との役割分担	・先導的な事業であり、県で実施					
	受益と負担の適正化	・県補助は定額(対象経費の1/2相当)としており、施設にも一定の負担を求めている。 ・県補助は、新たに音楽療法を導入する施設について1年間を限度に対象しており、それ以後の事業実施は各施設の自主運営によることとしている。					
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	実施手法の見直し 凍結(休止)	延長	終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他
	説明	音楽療法の定着を促進するため、継続実施					

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備			所管部局課名	健康福祉部健康局医務課			
事業名	地域医療支援医師修学資金貸与事業			担当者電話番号	医療政策係 078-362-3243			
事業目的	医師の地域偏在に対応するため、卒業後に県の指定する県内へき地等の医療機関等で勤務する医師を養成							
事業内容	①兵庫医科大学、神戸大学、鳥取大学及び岡山大学医学部生に入学料、授業料、生活費等を修学資金として貸与 ②修学資金返還債務の免除要件：大学卒業後、県の指定するへき地等の医療機関で9年間勤務					事業開始年度	兵庫医大：平成17年度 神戸大：平成19年度 鳥取大：平成22年度 岡山大：平成22年度	
事業区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額			平成25年度当初予算額		
事業に要するコスト	事業費①		(173,536千円)	(180,636千円)			(217,936千円)	
	人件費②		204,637千円	256,767千円			298,497千円	
	総コスト(①+②)		1,624千円	従事人員 0.2人	1,602千円	従事人員 0.2人	1,580千円 0.2人	
事業の目標		卒業後に県内の指定するへき地等の医療機関等で勤務する医師の養成			【目標設定理由】 本県のへき地においては医師の不足が深刻であり、市町の努力によってもなお医師の確保が困難な状態であるため、へき地勤務医の養成数を目標とする。			
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)	
		目標値	年度				H23	H24
	全学年養成者数(各年度毎)		68名(H23:41, H24:54)	毎年度	40名(5,157千円)	52名(4,969千円)	68名(4,413千円)	97.6% 96.3% 100.0%
	養成者数のうち兵庫医大の1年生数		5名(H19~20:3)	H21~	5名	5名	5名	100.0% 100.0% 100.0%
評価結果	必要性		・へき地における医師不足の解消を図る必要があるため					
	有効性		・医師として派遣できるまでの養成に年数を要するものの、一定期間の医師確保がほぼ確実に実施できる。					
	効率性		・国の対策に基づき授業料、生活費等として修学資金額を適正に設定しており、修学資金の返還免除要件として医学部卒業後に医師として県の指定する県内医療機関等で9年の長期にわたり勤務することで、一定期間の医師確保がほぼ確実に実施でき、医師の地域偏在解消の一助となっていることから、効率的である。					
	民間・市町との役割分担		・県が抱える課題(医師の地域偏在)への対応として医師を養成するもの					
	受益と負担の適正化		・医師派遣時においては、受益者である派遣先の市町に負担を求めていたが、医師を養成する段階においては、県の施策として実施するもの					
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	実施手法の見直し 凍結(休止)	延長	終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲 民間移譲 民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
	説明	国による医師確保対策等を活用し、医師養成増への取組として、平成21年度より貸与者数を拡充 H21: 兵庫医科大学3→5・神戸大学1→5、H22: 鳥取大学及び岡山大学医学部生への貸与制度(各2名)新設、H24: 神戸大学5→8、H25: 神戸大学8→10						

事務事業評価資料

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備			所管部局課名	健康福祉部健康局医務課				
事業名	医師派遣緊急促進事業			担当者電話番号	医療政策係 078-362-3243				
事業目的	医師不足が深刻な病院に対し医師派遣を行うことで医師不足を緩和する。								
事業内容	①補助先：医療審議会地域医療対策部会の派遣調整に基づき医師派遣を行う医療機関 ②補助対象経費：医師派遣に伴う逸失利益相当額 ③対象人数：延べ240人月（20人×12月） ④補助率（負担割合）：1/2（国1/2、事業者1/2）				事業開始年度	平成20年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(0 千円) 27,320 千円		(0 千円) 150,000 千円		(0 千円) 150,000 千円			
	人件費②	812 千円	従事人員 0.1人	801 千円	従事人員 0.1人	790 千円	従事人員 0.1人		
	総コスト (①+②)		従事人員 0.1人		従事人員 0.1人		従事人員 0.1人		
事業の目標	医師派遣数の増			[目標設定理由] 医師不足の病院に医師を派遣することにより医師の地域偏在・診療科偏在を解消するため					
目標の達成度を示す指標	指標名 医師派遣数 (常勤換算人数)	目標		23年度 実績 20.0人月 毎年度	24年度 見込み 4.7人月 (5,986 千円)	25年度 目標 20.0人月 (7,540 千円)	達成率 (%)		
		目標値 20.0人月	年度 毎年度				H23	H24	H25
評価結果	必要性	・地域における医師不足が全国的に喫緊の課題となっている中で、医師不足が深刻な医療機関が常勤の医師を確保することは非常に困難となっている。 ・そのため、当面の対策として、協力が可能な医療機関からの医師の派遣を促進することにより、医師確保を図ることが必要である。							
	有効性	・医師不足の病院への医師派遣を促進することにより、医師の偏在の解消が図られる。							
	効率性	・限られた数の医師のマンパワーを有効に活用しようとする事業であり、効率的な医師確保策である。							
	民間・市町との役割分担	・県が抱える課題（医師の偏在）への対応として医師を派遣するものであり、国庫補助制度を活用して、県の医療審議会が医師派遣を行う医療機関と医師派遣調整を行うもの。							
	受益と負担の適正化	・事業者に一定の負担を求めている（1／2相当）							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	実施手法の見直し 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
	説明	県下の医師不足、偏在の解消のため継続実施。							

事務事業評価資料

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備			所管部局課名	健康福祉部健康局医務課			
事業名	地域医療支援医師研修事業			担当者電話番号	医療政策係 078-362-3243			
事業目的	地域医療を支援する医師の育成							
事業内容	①委託先：県医師会 ②委託事業：医師技術研修、女性医師再就業研修、 小児救急医療研修及び総合診療研修 ③負担割合： 小児救急医療研修及び女性医師再就業研修→1/2（国1/2、県1/2） 総合診療医育成研修→10/10 医師技術研修→1/2（県1/2、事業者1/2）						事業開始年度 平成22年度	
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額		
	事業費①	(354 千円) 2,200 千円		(1,698 千円) 7,290 千円		(1,698 千円) 7,040 千円		
	人件費②	2,437 千円 0.3人		2,402 千円 0.3人		2,369 千円 0.3人		
	総コスト (①+②)	4,637 千円 0.3人		9,692 千円 0.3人		9,409 千円 0.3人		
事業の目標	各研修の参加人数の増				【目標設定理由】 小児救急医療研修：休日夜間急患センター等で適切な小児救急医療を提供することができるため 総合診療研修事業：総合診療に関する意識啓発を図る必要があり、効率的な医療体制の導入ができるため 医師技術研修：べき医療機関への円滑な就職を促進する必要があるため 女性医師再就業研修：女性医師の円滑な再就職を促進する必要があるため			
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度実績	24年度見込み		達成率 (%)	
		目標値	年度		25年度目標	H23	H24	H25
	小児救急医療研修参加人数		30名	毎年度	22名 (69 千円)	30名 (47 千円)	76.7%	100.0%
	総合診療医育成研修参加人数		30名	毎年度	26名 (50 千円)	30名 (47 千円)	86.7%	100.0%
	医師技術研修参加人数		5名	毎年度	0名 (1,009 千円)	5名 (687 千円)	0.0%	100.0%
評価結果	必要性		・小児科専門医が減少していることから、初期救急に従事する小児科専門医以外の医師等に対し小児救急医療の知識・技術を習得し、適切な医療が行われるよう支援していく必要がある。 ・総合診療体制を導入し、医師不足の中、効率的な医療機関の運営を図る必要がある。 ・北播磨、中播磨北部、西播磨、但馬、丹波の各地域においては、医師確保が喫緊の課題となっている。兵庫県医師会が行うドクターベンチ事業の支援は、医師確保を図る上で即効性がある。 ・女性医師の割合が増加する中、結婚・出産等により離・退職した女性医師の再就業を支援する必要性がある。					
	有効性		・小児科専門医以外の医師が、小児救急医療及び総合診療の知識・技術を習得するため、研修を実施することは現場のニーズに基づいたものであり、適切な医療を行う観点から有効である。 ・医師確保が困難となる中、研修事業による再就業等の安心感を担保し、医療機関とのマッチングや再就業に結びつける観点から有効である。					
	効率性		・県が独自に実施するよりも、医師とのネットワークがある兵庫県医師会が行う事業に県が支援する方が、研修参加人数の確保やマッチング等を行いやすく、また経費が削減できるため効率的である。					
	民間・市町との役割分担		・医師技術研修は、再就業先の病院が1/2支払う仕組みとしている。					
	受益と負担の適正化		・医師技術研修は、再就業先の病院が1/2支払う仕組みとしている。					
実施方針	方向性	新規 廃止		拡充 縮小		継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	
	実施手法の見直し内容	市町移譲 民間移譲		民間委託 PFI		負担割合変更 事務改善	その他	
	説明	兵庫県医師会等に委託していた研修を一本化して、それぞれの医師のスキルに合った研修を用意し、きめ細やかに対応することで、医師不足地域及び診療科への再就業等を支援し、医療提供体制の充実を図り、県民が安全に安心して生活できる医療環境を整備するため、継続実施。						

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備			所管部局課名	健康福祉部健康局医務課				
事業名	へき地診療所運営費補助			担当者電話番号	医療政策係 078-362-3243				
事業目的	へき地診療所等における医師確保を促進する。								
事業内容	①補助先：へき地診療所等（国民健康保険直営診療所を除く。） ②補助対象経費：へき地診療所の運営費にかかる経費 ③補助率（負担割合）：2/3（国2/3、事業者1/3）				事業開始年度	昭和31年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(0 千円) 6,644 千円		(0 千円) 7,362 千円		(0 千円) 7,108 千円			
	人件費②	812 千円	従事人員 0.1人	801 千円	従事人員 0.1人	790 千円	従事人員 0.1人		
	総コスト (①+②)		従事人員 0.1人		8,163 千円		従事人員 0.1人	7,898 千円	従事人員 0.1人
事業の目標	へき地診療所数の確保			[目標設定理由] へき地診療所の運営事業を助成し、へき地の医療の確保を図るため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	対象診療所数	3箇所	毎年度	3箇所 (2,485 千円)	3箇所 (2,721 千円)	3箇所 (2,633 千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・依然厳しい状況にあるへき地における医療提供体制の確保のために必要。							
	有効性	・当事業の実施により、へき地診療所が適切に運営できる。							
	効率性	・本事業におけるコストは、国：事業者=2：1の負担割合であり、効率的に運用されている。							
	民間・市町との役割分担	・へき地診療所を設置している市町に対する補助事業である。							
	受益と負担の適正化	・本事業におけるコストは、国：事業者=2：1の負担割合であり、事業者に対しても応分の負担を求めている。							
実施方針	方 向 性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	P F I	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	へき地医療提供体制確保のため、継続実施								

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備			所管部局課名	健康福祉部健康局医務課			
事業名	周産期・産科救急医療体制整備事業			担当者電話番号	企画調整係 078-362-4351			
事業目的	①県民の出産に対する不安の解消 ②周産期救急医療体制の整備							
事業内容	①周産期母子医療情報システムの充実 ・診療応需情報提供協力病院：H21～19機関 (周産期母子医療センター10病院は整備済) ・国庫補助：1/3 ②総合周産期母子医療センターの体制強化整備 ・負担割合：国1/2、県(病院局)1/2 ・国庫補助：10/10				事業開始年度	平成20年度		
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額		
	事業費①	(2,482 千円) 18,535 千円		(2,482 千円) 18,535 千円		(2,482 千円) 18,535 千円		
	人件費②	812 千円	従事人員 0.1人	801 千円	従事人員 0.1人	790 千円	従事人員 0.1人	
	総コスト (①+②)	19,347 千円	従事人員 0.1人	19,336 千円	従事人員 0.1人	19,325 千円	従事人員 0.1人	
事業の目標	①周産期医療情報システムの診療応需情報提供機関の確保		[目標設定理由] 小児科を有し、産科で24時間対応可能な医療機関の受入可否情報を掲示することにより、迅速に母体・胎児を搬送できる体制を確保するため					
	②受入医療機関を調整するコーディネーターの確保		[目標設定理由] 妊娠婦の搬出入が近畿府県の広域において必要な場合、他府県との広域調整を行う広域搬送調整拠点病院を、県下1箇所指定することとしており、県民が安心して出産できる体制を確保するため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度 実績	24年度 見込み	25年度 目標	達成率 (%)	
		目標値	年度				H23	H24
	周産期医療情報システムの診療応需情報提供協力病院数	19	22年度	19 (196 千円)	19 (196 千円)	19 (196 千円)	100.0%	100.0%
受入医療機関を調整するコーディネーター数	1	20年度	↑ (14,812 千円)	1 (14,812 千円)	1 (14,812 千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・昨今の周産期医療を取り巻く状況は、産科医の不足等により、病院の産科が分娩の制限や、休止・廃止に追い込まれる大変厳しいものであり、本県でも妊娠婦へのセーフティネットを充実させることが急務となっている。 ・については、周産期医療情報システムの充実を図り、総合周産期母子医療センターの体制を強化させ、県民が安心してお産できる医療体制を整備する必要がある。						
	有効性	・周産期母子医療センター10機関、医療機能が充実した産科を有する協力病院19機関で診療応需情報を救急及び周産期医療施設に提供する体制が整っており、妊娠婦への搬送体制を強化する上で有効な取組として、今後も引き続きシステム運用を行う。 ・また、近畿ブロックの各府県において、妊娠婦の受入の連絡調整を行うコーディネーターを配置し、広域搬送体制を整備することにより、安全・安心な周産期医療体制の確立が図られている。						
	効率性	・兵庫県周産期医療システムの効率的、継続的な運用、及び母体の緊急搬送時において県内での搬送が困難な場合、近畿ブロックの各府県に搬送する体制を整備している。 ・また、国庫補助制度を活用することにより、効率的な運用を行っている。						
	民間・市町との役割分担	・本事業については、周産期医療体制を整備する観点から、県が実施するもの。						
	受益と負担の適正化							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	実施手法の見直し 凍結(休止)	延長	終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他
説明	周産期・産科救急医療体制の整備を図るために、継続実施							

事務事業評価資料

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備			所管部局課名	健康福祉部健康局医務課		
事業名	小児科救急対応輪番制運営費補助			担当者電話番号	企画調整係 078-362-4351		
事業目的	①小児救急医療体制の整備、確保 ②在宅当番医制、休日夜間急患センターの後送医療体制の確保 ③小児救急患者、その家族の不安の解消						
事業内容	①補助対象：重症患者等を受け入れる二次救急医療機関として必要な診療機能、小児科医、小児科専用病床を確保する病院 ②補助対象経費：小児科救急対応病院群輪番制の体制確保に必要な経費 ③負担割合：国1/3、県1/3、市町1/3			事業開始年度	平成11年度		
事業に要するコスト	区分		平成23年度決算額	平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額	
事業費①			(38,504 千円)	(40,290 千円)		(39,061 千円)	
			77,008 千円	80,580 千円		78,121 千円	
人件費②			従事人員	従事人員		従事人員	
			812 千円	0.1人		790 千円	
総コスト (①+②)			従事人員	従事人員		従事人員	
			77,820 千円	81,381 千円		78,911 千円	
事業の目標	①小児科救急対応病院群輪番制の空白日解消			【目標設定理由】 県内の各圏域において、小児救急患者及びその家族の不安を解消するため、1年間365日、小児救急患者の受入医療機関を確保する必要があるため			
目標の達成度を示す指標	指標名		目標	23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)
			目標値 年度				H23 H24 H25
小児科救急対応病院群輪番制の空白日（オンラインコール体制で整備されているものを含む）		0日	21年度	0日	0日	0日	100.0% 100.0% 100.0%
評価結果	必要性	・地域の小児科救急については、在宅当番医制及び休日夜間急患センター又は、既存の病院群輪番制の当番病院が対応しているところであるが、これらの救急医療機関での対応可能診療科目は内科・外科が主であり、小児科への対応は十分でない。 ・そこで、これらの救急医療機関の後送医療体制を確保するため、小児の二次救急医療体制として、二次医療圏に小児科医及び小児科専用病床を確保した病院による病院群輪番制を実施し、小児救急医療の確保を図るものである。					
	有効性	・小児科医の不足により空白日が生じない体制を組むことが困難な圏域においては、オンラインコール体制を整備し、対応している。					
	効率性	・本事業におけるコストは、国：県：市町=1：1：1の負担割合のもとで、1日の補助基準額を設定することにより、効率的に運用されている。					
	民間・市町との役割分担	・一次救急=市町、二次救急=市町、三次救急=県の役割分担のもと、本事業については、国庫補助を活用し、各市町を通じて、輪番対応病院に経費を支出している。					
	受益と負担の適正化	・本事業におけるコストは、国：県：市=1：1：1の負担割合のもとで、1日の補助基準額を設定することにより、各医療機関に補助しているが、対象経費の実支出額について補助額以上要していることから、医療機関に対しても応分の負担が生じている。					
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	実施手法の見直し	凍結(休止)	延長 終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他
	説明	小児救急医療体制の確保・充実を図るため、継続実施					

事務事業評価資料

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備			所管部局課名	健康福祉部健康局医務課							
事業名	病院内保育所運営費補助			担当者電話番号	看護指導係 078-362-3251							
事業目的	子どもを持つ女性医師や看護職員等の就業環境整備による離職防止及び再就業促進											
事業内容	①補助対象：病院内保育所を設置・運営する医療機関 ②補助対象経費：病院内保育所の運営費の一部 ③負担割合：国1/2、県1/2				事業開始年度	昭和49年度						
事業に要するコスト	区分 平成23年度決算額 事業費① (75,555 千円) 151,078 千円 人件費② 812 千円 0.1人 総コスト (①+②) 151,890 千円 0.1人		平成24年度当初予算額 従事人員 190,082 千円 801 千円 0.1人 従事人員 190,883 千円 0.1人		平成25年度当初予算額 (99,104 千円) 198,208 千円 従事人員 790 千円 0.1人 従事人員 198,998 千円 0.1人							
事業の目標	①補助対象施設数 ②保育児童数				[目標設定理由]民間病院における院内保育所の設置状況を測る目標として設定 [目標設定理由]子どもを持つ医療従事者の利用促進の状況を測る目標として設定							
目標の達成度を示す指標	指標名 補助対象施設数 保育児童数		目 標 目標値 補助対象となる全施設		23年度 実績 56件 (2,712千円)	24年度 見込み 66件 (2,892千円)	25年度 目標 68件 (2,926千円)	達成率 (%) H23 100.0% 100.0% 100.0%				
			年度 25年度 25年度					H24 100.0% 100.0% 100.0%				
			保育児童数 補助対象施設の全児童		763人 (199千円)	948人 (201千円)	948人 (210千円)	H25 100.0% 100.0% 100.0%				
評価結果	必 要 性	・医療機関にとって女性医師等医療従事者の確保は施設運営上不可欠であり、出産に伴う看護職員の離職防止及び潜在看護職員の再就業を図るため、就業環境の改善を進めることが必要である。										
	有 効 性	・補助対象施設数及び保育児童数は着実に増加しており、院内保育所の設置促進、子どもを持つ医療従事者の就業環境整備・離職防止につながっている。										
	効 率 性	国：県：事業者＝1：1：1の負担割合のもとで効率的に運営されており、子どもを有する看護職員の就業環境の改善に寄与している。										
	民間・市町との役割分担	・民間及び公立の保育所では、病院の変則的な勤務に対応した子供の受入が困難であるため、各医療機関で保育所を運営せざるを得ない。										
	受益と負担の適正化	・保育児童一人あたり月1万円以上の保育料を徴収している施設を補助対象としている。										
実施方針	方 向 性	新規 廃止 拡充 縮小 統合 繼続 凍結(休止)						実施手法の見直し 延長 終期設定				
	実施手法の見直し内容	市町移譲 民間移譲 民間委託 P F I 負担割合変更 事務改善 その他										
	説 明	子どもを持つ女性医師や看護職員等の就業環境整備による離職防止及び再就業促進を図るため、継続実施										

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備			所管部局課名	健康福祉部健康局医務課		
事業名	看護職員離職防止対策事業			担当者電話番号	看護指導係 078-362-3251		
事業目的	①看護職員の就業継続に関する課題を明確にし、離職防止についての方策を検討 ②看護職員の経験年数に応じた研修を実施し、看護職員の実践能力とモチベーション向上 ③メンタルヘルスや就業継続に関する相談を実施し、職場への適応を促進						
事業内容	看護職員離職防止対策検討会及び各種研修・相談の実施					事業開始年度	平成20年度
事業に要するコスト	区分 平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額		
事業費①	(0 千円)		(0 千円)		(0 千円)		
	11,379 千円		12,203 千円		20,757 千円		
人件費②	従事人員 812 千円 0.1人		従事人員 801 千円 0.1人		従事人員 790 千円 0.1人		従事人員 0.1人
	総コスト (①+②) 12,191 千円 0.1人		従事人員 13,004 千円 0.1人		従事人員 21,547 千円 0.1人		従事人員 0.1人
事業の目標		①看護職員従事者数が需給見込み数に達する ②離職率（病院調査）が全国平均程度に減少する			【目標設定理由】 県内の看護職員就業者を増加し、看護職員数の必要量を確保する。 【目標設定理由】 離職率を下げ、定着させることにより看護職員の確保を図る。		
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)
	目標値 年度			H23	H24	H25	
評価結果	看護職員従事者数 (目標は看護職員供給見込み数)	61,908 人 25 年度		57,155 人 (0 千円)	60,451 人 (0 千円)	61,908 人 (0 千円)	94.6% 100.0% 100.0%
	離職率（病院調査） (目標は12.0%を維持)	12.0% 25 年度		13.4% (0 千円)	12.0% (0 千円)	12.0% (0 千円)	98.0% 100.0% 100.0%
評価結果	必 要 性	医療安全の確保に向けた体制整備が喫緊の課題となっており、医療従事者の中でも最も多数を占める看護職員の質と量を確保することが必要である。本県の看護職員離職率は前年調査の13.8%（2009年分）より13.4%（2010年分）と微減しているが全国平均の11.0%よりも高い。特に新人看護職員の離職率も前年調査の12.5%より10.1%と減少してゐるもの依然高く（全国8.1%）、その対策を継続する必要がある。					
	有 効 性	看護職員従事者は着実に増加し、平成18年度全国ワースト1であった離職率もやや改善している。離職防止対策として、計画的な研修や職場改善を取り入れている施設では就業者の退職が減少しており効果をあげている。また離職した場合にはナースセンターを活用し求職者と求人者のマッチングを行い再就業に結びつけている。					
	効 率 性	看護協会に委託することにより、県内の看護職員の課題に応じた対策や研修を実施でき、多数の研修受入が可能である。 ナースセンター登録者数は増加しており、仕事及び進学相談の他、再就業支援研修や合同就職説明会等を実施し、再就業者数の増加につなげていく。					
	民間・市町との役割分担	委託先である看護協会は、職能団体として看護師確保と資質向上に貢献しており、県の施策と同一の目的を持ち事業展開している。看護協会独自の事業とも連携し、効果的な運営を図っている。					
	受益と負担の適正化	県内の看護職員確保につなげるため、国庫補助制度を活用して県事業として実施					
実施方針	方 向 性	新規 拡充 廃止 縮小 統合 緊急凍結(休止)					
	実施手法の見直し内容	実施手法の見直し 延長 終期設定 市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他					
	説 明	看護職員の離職防止を図るために、継続実施					

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備			所管部局課名	健康福祉部健康局医務課			
事業名	看護職員臨床技能向上推進事業			担当者電話番号	看護指導係 078-362-3251			
事業目的	①専門的な知識や技術をもつ質の高い看護師を養成することにより、県民の24時間、365日の安全・安心を確保する。 ②専門的な知識や技術をもつ質の高い看護師を養成することにより、医師の負担を軽減する。 ③認定看護師教育課程修了者がリーダーとなり、他の看護職員等の資質向上を担う。							
事業内容	訪問看護師認定看護師教育課程等の実施			事業開始年度	平成20年度			
事業に要するコスト	区分		平成23年度決算額	平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額		
事業費①	(0 千円)		9,450 千円	(0 千円)		(0 千円)		
	人件費②		0 千円	従事人員 0.0人	0 千円	従事人員 0.0人	従事人員 0.0人	
	総コスト (①+②)		9,450 千円	従事人員 0.0人	9,450 千円	従事人員 0.0人	従事人員 0.0人	
事業の目標	①専門的な知識や技術をもつ質の高い看護師を養成する ②認定看護師教育課程修了者が研修講師等を行い、他の看護職員に対し知識や技術を普及する			【目標設定理由】県民の安心・安全の確保や医師の負担軽減には、高い看護実践能力をもつ看護職員が必要であるため 【目標設定理由】県内の看護職員の資質向上を図るために				
目標の達成度を示す指標	指標名		目標	23年度 実績	24年度 見込み	25年度 目標	達成率 (%)	
	認定看護師教育課程修了者数		目標値 90人	年度 25年度	79 (120 千円)	62 (152 千円)	H23 87.8%	H24 68.9%
評価結果	必要性	兵庫県地域ケア体制整備構想において、在宅医療を必要とする高齢者が30年後には88,000人から199,000人（約2.3倍）になると推計される。また、医療依存度の高い患者や寝たきりの患者、在宅療養者の増加が見込まれている。24時間、365日の県民の安全・安心の確保のためには高い看護実践能力をもつ看護師の養成が必要である。さらに、勤務医の負担軽減を図る観点からも、チーム医療の下、医療従事者の役割分担が推進できるよう、特定の看護分野において水準の高い看護実践のできる認定看護師の養成は必要性が高い。						
	有効性	訪問看護認定看護師は、年齢や疾患、療養場所を限定することなく、多くの対象者に対して貢献でき、他の看護職種等に対しても知識・技術を普及できるため有効性は高い。認知症看護認定看護師は、今後増加すると推計されている認知症患者とその家族を支える重要な役割を担う。慢性心不全看護認定看護師は、急性増悪を繰り返す当該疾患の病状を安定させるために、入院治療及び在宅での患者の生活を指導、教育する役割を担う。さらに、専門的技術を活かし医師の負担軽減にもつながる。						
	効率性	受講料を補助して他府県に派遣した場合、旅費の負担増に加え、受入数により年間に養成できる人数が限られるが、県で養成した場合は一定数確保ができるため、効率的である。						
	民間・市町との役割分担	看護職の職能団体として資質向上に貢献しており、認定看護師養成機関として認定されている兵庫県看護協会に事業を委託し、実施している。						
	受益と負担の適正化	委託先である兵庫県看護協会が受講者から受講料を徴収し、認定看護師養成課程を運営している。受講者は養成課程修了後、認定看護師として業務を行うことができる。						
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	統合	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更 事務改善	その他	
	説明	県として、専門技術をもつ質の高い認定看護師の養成は重要性が高い。来年度も引き続き、訪問看護コース、認知症看護コース及び慢性心不全看護コースを実施する。						

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備			所管部局課名	健康福祉部健康局医務課				
事業名	新人看護職員卒後臨床研修事業			担当者電話番号	看護指導係 078-362-3251				
事業目的	改正保健師助産師看護師法により努力義務化された新人看護職員卒後臨床研修を実施できる体制を確立し、すべての新人看護職員が研修を受講できる体制を整備することにより、看護の質の向上、安全な医療確保及び早期離職防止を図る。								
事業内容	①教育責任者等研修：各施設の教育責任者等が新人看護職員研修を実施するための研修を実施 ②OJT研修：卒後臨床研修実施施設への経費補助 ③合同研修：OJT研修未実施施設を対象とした合同研修実施				事業開始年度	平成22年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(0 千円) 61,661 千円		(0 千円) 89,713 千円		(0 千円) 69,205 千円			
	人件費②	3,249 千円	従事人員 0.4人	3,203 千円	従事人員 0.4人	3,159 千円	従事人員 0.4人		
	総コスト (①+②)		従事人員 0.4人		従事人員 0.4人		従事人員 0.4人		
事業の目標	①病院でのOJT研修実施施設数の増加 ②OJT研修受講者数（他施設受入数含む）の増加 ③中小病院からの合同研修受講者の増加			【目標設定理由】 新人看護職員を受入れる病院で体系的に研修を実施するため。 【目標設定理由】 新人看護職員が自施設及び他施設受入研修を受講することにより、資質の向上、離職防止につながるため。 【目標設定理由】 研修未実施施設の新人看護職員の研修受講により、中小病院の資質向上、看護職員確保着につながるため。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	OJT研修実施施設数	102施設	25年度	102施設 (636千円)	102施設 (911千円)	102施設 (709千円)	100.0%	100.0%	100.0%
	OJT研修受講者数 (他施設受入数含む)	1,720人	25年度	1,699人 (38千円)	1,786人 (52千円)	1,720人 (42千円)	98.8%	103.8%	100.0%
合同研修受講者延人数	800人	25年度	1,131人 (57千円)	800人 (116千円)	800人 (90千円)	100.0%	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	改正保健師助産師看護師法（H22.4施行）により、卒後臨床研修実施が努力義務化され、看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員の職場適応と質の向上を目的とした卒後臨床研修が必要となった。							
	有効性	新卒者が就職先を選択する際、最も優先する要件は「教育体制」である。また、新人看護職員の離職は「自信がない」ことが要因となっている。卒後臨床研修を着実に実施することは看護職員の確保・定着のために有効である。							
	効率性	独自に実施できる人材やノウハウを持つ大規模な施設に対しては、OJT研修実施のための補助金を交付する（全額国庫）。一方、ノウハウを持たない中小規模の施設に対しては、実施施設への受入調整や集合研修を行うことで、すべての新人看護職員が研修を受講できる環境を整備する。							
	民間・市町との役割分担	県が実施主体となる事業（教育責任者等研修・合同研修）は、看護職の職能団体である兵庫県看護協会に委託し、実施する。また、各医療施設へは申請に基づく間接補助として実施している。							
	受益と負担の適正化	県内の看護職員確保及び離職防止につなげるため、国庫補助制度を活用して県事業として実施する。							
実施方針	方向性	新規 拡充			継続	実施手法の見直し			
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	P F I	負担割合変更	事務改善 その他		
説明	新卒者は看護教育における学習内容と臨床現場で求められる能力との間にギャップがあり現場に適応できずに離職する者が多いため、本事業を継続して実施する。								

事務事業評価資料

施策名	医療体制の整備			所管部局課名	健康福祉部健康局医務課				
事業名	播磨地域等におけるドクターヘリ導入促進事業			担当者電話番号	企画調整係 078-362-4351				
事業目的	播磨地域等にドクターヘリの導入することにより、同地域における安全・安心な救急医療体制を構築するとともに、圏域を越えた広域搬送も目的とする。								
事業内容	播磨及び丹波南部地域を運航範囲としてドクターヘリを運航				事業開始年度	平成25年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①					(45,143 千円) 90,285 千円			
	人件費②		従事人員		従事人員	790 千円	従事人員		
	総コスト (①+②)	0 千円	従事人員	0 千円	従事人員		従事人員		
事業の目標	ドクターヘリの運航範囲を全県域に広げる			【目標設定理由】 本県は広大な面積を持つことから、機動性に富み、広域をカバーできるドクターヘリを配備し、全ての地域に救急医療を適切に提供するため					
				【目標設定理由】					
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	ドクターヘリによる運航範囲カバー率	100.0%	25年度		100.0% (91,075 千円)		100.0%		
評価結果	必要性	・県南部地域（播磨地域等）では消防防災ヘリによるドクターヘリ的運航を行っているが、救急需要の全てを賄うことができないためドクターヘリを導入する必要がある。							
	有効性	・ドクターヘリの導入により119番による救急要請から医師による医療介入までの時間が短縮できることから、播磨地域等における救命率の向上を有効である。							
	効率性	・基地病院である県立加古川医療センター及び準基地病院の製鉄記念広畠病院と姫路循環器病センターの3つの救命救急センターを中心に、患者にとって最適な地域の病院に搬送することで効率的な患者搬送が行うことができる。							
	民間・市町との役割分担	・医療、消防、行政、ヘリ運航会社等による運航調整委員会を設け、運航時間や要請基準、連絡手続等を定め、ドクターヘリ事業の一層の充実を図る。							
	受益と負担の適正化	・運航経費については、国、県1／2ずつの経費負担としている。							
実施方針	方向性	新規		拡充	継続	実施手法の見直し			
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	P F I	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	平成26年4月1日にドクターヘリの運航を関西広域連合へ移管予定。								

事務事業評価資料

事務事業評価資料

事務事業評価資料

事務事業評価資料

施策名	健康ひょうごの推進			所管部局課名	健康福祉部健康局健康増進課			
事業名	企業との協働による健康づくり促進事業			担当者電話番号	健康づくり推進係 078-362-9109			
事業目的	健康づくりに関心の薄い働き盛り世代の取組を促進するため、積極的に従業員及び家族の受診促進などの健康づくりに取り組もうとする企業を「健康づくりチャレンジ企業」として登録し、健康情報の提供、専門人材の派遣や健康教室を実施した場合の助成等の支援を行うことにより取組を促進する。							
事業内容	(1)健康づくりチャレンジ企業の募集・登録と活動促進 (2)健康づくりチャレンジ企業への受診促進事業 ①企業担当者への研修等 ②従業員・家族向けの受診啓発支援事業 ③健診後のフォローアップ事業 ア健康マイプランの推進 イ健康スポーツ医の派遣 ウ健康道場による企業の健康づくり支援				事業開始年度	平成25年度		
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額		
	事業費①	(0 千円) 0 千円		(0 千円) 0 千円		(11,132 千円) 17,500 千円		
	人件費②	0 千円	従事人員 0.0人	0 千円	従事人員 0.0人	15,796 千円	従事人員 2.0人	
	総コスト (①+②)	0 千円	従事人員 0.0人	0 千円	従事人員 0.0人	33,296 千円	従事人員 2.0人	
事業の目標	①積極的に健康づくりに取り組む企業の増加			【目標設定理由】中小企業が多く加入している協会けんぽと健保組合被扶養者の特定健診受診率が低く、健康づくりに関する取組を推進する必要があるため				
	②従業員や家族の健診受診促進や生活習慣改善などの健康づくりの促進			【目標設定理由】働き盛り世代からの健康づくりを促進することで、生活習慣病の予防等を図る必要があるため				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		23年度 実績	24年度 見込み	25年度 目標	達成率 (%)	
		目標値	年度				H23	H24
	健康づくりチャレンジ企業の登録数	1,000社	H29	(0 千円)	(0 千円)	200社 (166 千円)		20.0%
	健康づくりに関する事業についての費用補助件数	70社	H25	(0 千円)	(0 千円)	70社 (476 千円)		100.0%
評価結果	特定健診受診率 特定保健指導終了率	70% 45%	H29	44.2% 16.4% (0 千円)	- (0 千円)	52.8% 25.9% (0 千円)		75.4% 57.6%
	必 要 性	中小企業の従業員・家族を中心に働き盛り世代の健診受診率が低調であるため、これまで県民運動と行政の両輪で推進してきた「健康ひょうご21大作戦」を、企業を加えて新たな体制に充実強化し取り組む必要がある。						
有 効 性	経営基盤が脆弱な中小企業を中心に、健康教室等に関する費用の負担を軽減することで、従業員及び家族への健康づくりの取組を推進することができる。							
効 率 性	事業を実施するに当たっては、できる限り実績とノウハウをもった専門職を有する団体と協力し、企業の健康づくりを支援する。							
民間・市町との役割分担	①労働安全衛生法に基づく事業主健診と、医療保険者が実施する特定健診があるが、十分な連携が進んでおらず、特定健診受診率が低迷する一因ともなっている。事業主への支援を行なうことで、医療保険者との連携を促進し、従業員・家族の健康づくりの取組が推進されることが見込まれる。 ②県は県民の生涯を通じた健康づくり対策を総合的かつ計画的に推進する立場から、関係機関間で連携しながら、体制整備、人材の育成・活用等の健康づくり対策を実施する。							
受益と負担の適正化								
実施方針	方 向 性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	実施手法の見直し 凍結(休止)	延長	終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	P F I	負担割合変更	事務改善	その他
説明	「健康づくり推進実施計画」の策定に基づき、新たに実施							

事務事業評価資料

事務事業評価資料

施策名	疾病対策等の推進			所管部局課名	健康福祉部健康局疾病対策課				
事業名	インターフェロン等医療費助成			担当者電話番号	難病係 078-362-3245				
事業目的	①国内最大級の感染症であり、肝がん、肝硬変に進行する疾患であるB型・C型ウイルス性肝炎の根治を促進する。 ②B型・C型ウイルス性肝炎の早期治療により、肝がん・肝硬変などの重篤な事態への進行を防ぐ。								
事業内容	①助成対象：B型・C型ウイルス性肝炎患者のうち、インターフェロン治療並びに核酸アナログ製剤治療を希望する者 ②助成対象経費：B型・C型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療並びに核酸アナログ製剤治療に係る治療費 ③費用負担：国1/2、県1/2				事業開始年度	平成20年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
事業目標の達成度を示す指標	事業費①	(381,790 千円) 763,580 千円		(458,483 千円) 935,970 千円		(391,406 千円) 799,038 千円			
	人件費②	7,310 千円	従事人員 0.9人	7,207 千円	従事人員 0.9人	7,108 千円		従事人員 0.9人	
	総コスト (①+②)	770,890 千円	従事人員 0.9人	943,177 千円	従事人員 0.9人	806,146 千円		従事人員 0.9人	
事業の目標	インターフェロン治療並びに核酸アナログ製剤治療を必要とするすべてのB型・C型ウイルス性肝炎患者へ医療費助成を行う事での治療機会の提供				【目標設定理由】国の事業計画の終了予定年度である平成33年度までに、県内の患者（推計：約4万人）すべてを対象に事業を推進する必要がある				
評価結果	指標名	目標		23年度 実績	24年度 見込み	25年度 目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
実施方針	受給者数（累計）	40,096人	33年度	8,449人 (501千円)	9,956人 (626千円)	11,732人 (454千円)	21.1%	24.8%	29.3%
	必要性	・インターフェロン治療は治療費が高額であり、また、核酸アナログ製剤治療もインターフェロン治療と比較すれば安価であるが、治療が長期に及ぶことから累積の医療費が高額となるため、治療促進のためには医療費の助成が必要である。							
	有効性	・平成20～24年度で約9,960人の患者が医療費の助成によりインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を実施する見込であり、慢性肝炎の治療は着実に進んでいる。 ・平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」では、医療費負担の軽減並びに受診機会の確保を図ることとされており、平成23年度には、新たな治療薬の承認や助成対象医療の拡大など制度の充実が図られた。また、「肝炎研究7力年戦略」の見直しが行われ、平成24年度を初年度とする新たな「肝炎研究10力年戦略」が策定された。							
	効率性	・基本的に指標1単位あたりのコストは医療費の実績に運動するものであり、実質的なコストはほぼ一定である。 ・平成24年度決算見込額は、734,842千円であり、指標1単位あたりのコストは488千円となる。							
	民間・市町との役割分担	・国実施要綱に基づき、県が事業主体となって実施している。実施にあたっては、保健所設置市（神戸市ほか3市）に申請書等の受理業務を移譲し、また、医療費の請求及び審査・支払業務は、国保連合会等の審査支払機関に委託するなど、適切な役割分担により推進している。							
説明	受益と負担の適正化	・受給者の認定は専門医で構成される審査会の審査に基づいて適正に行っており、受給者には、世帯の所得に応じて適正な一部自己負担金を求めている。							
	方向性	新規 廃止		拡充 縮小	統合	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長		
	実施手法の見直し内容	市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他		終期設定					
国内最大の感染症である肝炎について、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を、必要とする全ての肝炎患者が治療を受ける体制を整えるため、国事業計画に基づき引き続き事業を推進する。 【国事業計画】 対象期間：平成20年4月から平成34年3月までの14年間 対象者：10万人／年									

事務事業評価資料

施策名	疾病対策等の推進			所管部局課名	健康福祉部健康局疾病対策課				
事業名	がん診療連携拠点病院機能強化事業 県指定がん診療連携拠点病院支援事業			担当者電話番号	企画調整係 078-362-3202				
事業目的	①がん診療連携の円滑な実施 ②どこに住んでいても質が高く安心して療養できるがん医療の提供体制の確立								
事業内容	(1)補助額 (ア)地域がん診療連携拠点病院:H25:8,000千円 (イ)県指定がん診療連携拠点病院:H23~1,000千円 (2)費用負担: (ア)国1/2、県1/2 (イ) 県10/10					事業開始年度	国指定:平成19年度		
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(30,000 千円) 58,000 千円		(33,000 千円) 61,000 千円		(35,000 千円) 63,000 千円			
	人件費②		従事人員 5,685 千円 0.7人		従事人員 5,605 千円 0.7人		従事人員 5,528 千円 0.7人	従事人員	
	総コスト (①+②)		従事人員 63,685 千円 0.7人		従事人員 66,605 千円 0.7人		従事人員 68,528 千円 0.7人	従事人員	
事業の目標	①2次医療圏域に1箇所以上(必要な圏域には複数箇所)の拠点病院の整備				【目標設定理由】 住民がその生活圏域の中で質の高いがん治療を受けられる体制を確保するため、兵庫県がん対策推進計画の最終年度である平成24年度までに拠点病院を整備(10箇所)する。				
	②がん死亡者数(75歳未満)の減少				【目標設定理由】 兵庫県がん対策推進計画の全体目標(75歳未満のがん死亡者数を平成17年と比較して900人減少させる)であり、本事業によるがん医療水準の均一化推進等の効果を測る目標として設定				
	③緩和ケア研修会の実施				【目標設定理由】 県内のどこでも緩和ケアをがん診療の早期から適切に提供するために、がん診療に携わる全ての医師が緩和ケアの重要性を認識し、その知識や技術を取得する必要があることから、医師を対象とした緩和ケアの研修を推進する。				
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	指定医療圏域数	10圏域	29年度	10圏域 (6,369千円)	10圏域 (6,661千円)	10圏域 (6,853千円)	100.0%	100.0%	100.0%
	75歳未満のがん死亡者数	6,765人	24年度	7,061人 (9千円)	6,942人 (10千円)	6,765人 (10千円)	94.2%	96.9%	100.0%
緩和ケア研修会修了者数	3,000人	23年度	1,325人 (146千円)	1,700人 (178千円)	2,000人 (228千円)	44.2%	56.7%	66.7%	
評価結果	必要性	・二次医療圏域や医療施設間の各レベルでがん医療水準の格差が存在しているため、地域連携の拠点となるがん診療連携拠点病院の機能を強化する必要がある。							
	有効性	・75歳未満がん死亡者数の減少や、がん診療連携拠点病院における地域連携クリティカルパス(※)の検討、緩和ケア研修修了者数など、事業実施の効果が現れている。 (※)急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いるもの。							
	効率性	・国の「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」に基づき、拠点病院の指定要件を満たすべく補助基準単価を定めたものであり、指標1単位あたりのコストは適切である。 ・兵庫県指定がん診療連携拠点病院設置要綱に基づき、指定要件を満たすべく補助基準単価を定めたものであり、指標1単位あたりのコストは適切である。							
	民間・市町との役割分担	・国の「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」に基づき、がん診療連携拠点病院の整備は県の責務であることから、本事業を実施するものである。 ・国の「がん対策基本法」において、地域に即したがん対策を講じるのは都道府県の責務であるとされており、市町の枠を超えた医療圏域における兵庫県認定がん診療連携拠点病院の整備は県において実施することが妥当であることから、本事業を実施するものである。							
	受益と負担の適正化	県内のどこに居住していても、当該2次医療圏域内で質が高い医療をうけることができ、また安心した療養生活が可能となるがん医療の提供体制を確立し、本県のがん死亡率の減少をめざしていくことは県の役割である。							
方向性	新規 廃止		拡充 縮小	継続 統合	実施手法の見直し 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長			
実施手法の見直し内容	市町移譲 民間移譲		民間委託	PFI 負担割合変更	事務改善	終期設定			
実施方針	新規 廃止 拡充 縮小 継続 統合 凍結(休止) 実施手法の見直し 延長 終期設定 実施手法の見直し内容 市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他								
説明	国「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」に伴い、緩和ケアをはじめとする各種研修事業、地域医療連携事業、がんに関する各種相談を行う国立がんセンターでの研修を修了した相談支援センター職員及びがん登録職員を配置することにより、事業を実施する。 県の「兵庫県指定がん診療連携拠点病院設置要綱」に基づき、緩和ケアをはじめとする国拠点病院の行う各種研修事業への協力、地域医療連携事業、がん登録職員の配置によるがん登録事業の推進等により、事業を実施する。								

事務事業評価資料

施策名	消費生活の安全安心の確保			所管部局課名	健康福祉部生活消費局消費生活課			
事業名	くらしの安全・安心サポート体制強化事業			担当者電話番号	消費政策係 078-362-3376			
事業目的	複雑化・多様化する消費者トラブルの迅速な解決と未然・拡大防止							
事業内容	生活科学総合センター及び6地域消費生活センターで契約トラブルや製品の安全性等に関する相談への対応、市町消費生活センターへの支援を実施			事業開始年度	昭和40年度			
事業に要するコスト	区分 平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
事業費①	(32,957 千円)		(32,731 千円)		(26,183 千円)			
	32,957 千円		32,731 千円		39,778 千円			
	人件費②		従事人員	従事人員	従事人員			
総コスト (①+②)	11,371 千円		1.4人	11,211 千円	1.4人	11,057 千円		
	44,328 千円		従事人員 1.4人	従事人員 43,942 千円	従事人員 1.4人	50,835 千円		
事業の目標	消費生活相談・あっせん、市町への助言等により消費者トラブルの解決率を向上			【目標設定理由】 消費者トラブルの解決により消費生活の安全安心を確保				
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)	
	消費生活相談のあっせん解決率 (24年度は2月末現在)		目標値 95%	年度 H25	83.6% (0 千円)	80.3% (0 千円)	H23 88%	H24 85%
評価結果	必要性	複雑化・多様化する消費者トラブルへの対応を図るために、相談者への助言や事業者とのあっせん、市町消費生活センターへの支援を行うためには、専門的知識と経験を有する専門の相談員の設置が必要。						
	有効性	消費生活専門相談員や消費生活アドバイザー等の資格を有する専門の相談員を設置し、的確な助言・あっせん等を行うことでトラブルの解決が図られている。また、県民から寄せられた相談から、消費者トラブルの手口等を把握し、被害の未然・拡大防止のための啓発等につながっている。						
	効率性	市町相談員が一般的な相談に対応し、県相談員が専門的・広域的な相談に対応するとともに、生活科学総合センターに市町からの助言を随時、専門的に行うサポートデスクを設置することにより、効率的に運営。						
	民間・市町との役割分担	消費者安全法に、消費者からの苦情相談等はまずは住民に身近な市町が担い、県は広域的・専門的な見地からの相談対応や、市町への技術的援助を行うことが規定されており、これに基づく役割分担のもと、県・市町が連携しながら対応。						
	受益と負担の適正化	消費者安全法では、県の責務が明記されており、県の負担で実施することが適當である。						
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	実施手法の見直し	実施手法の見直し		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	
	説明	専門的・広域的な消費生活相談に対応するため、引き続き消費生活相談員を設置する。特に、H25年からは全市町に設置された消費生活センターへの支援を強化するため、市町への巡回等を実施するとともに、生活科学総合センターに市町相談サポートデスクを新設し、商品技術・特定商取引法の運用、あっせん方法等について市町相談員への助言等を実施。						

事務事業評価資料

施策名	少子対策の推進			所管部局課名	健康福祉部健康局健康増進課				
事業名	特定不妊治療費助成事業			担当者電話番号	保健指導係 078-362-3250				
事業目的	経済的負担の軽減を図り、子どもを持つことを望む者が不妊治療を受ける機会を増やす。								
事業内容	①助成対象：配偶者間の特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた者であって、所得額が夫婦合算して730万円未満の者 ②助成額：15万円／1回あたり（25年度より一部の治療区分は7.5万円／回） ③助成回数：1か年度につき2回まで [申請1年目 1か年度につき3回] [申請2年目以降 1か年度につき2回] ④助成年限：通算5か年度 ⑤費用負担：国1/2、県1/2				事業開始年度	平成16年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(177,685 千円) 355,370 千円		(167,114 千円) 334,227 千円		(184,076 千円) 368,152 千円			
	人件費②	4,061 千円	従事人員 0.5人	4,004 千円	従事人員 0.5人	3,949 千円	従事人員 0.5人		
	総コスト (①+②)	359,431 千円	従事人員 0.5人	338,231 千円	従事人員 0.5人	372,101 千円	従事人員 0.5人		
事業の目標	出生数の増加				[目標設定理由] ・子どもを持つことを望む者が必要な治療を受けることで出生数の増加が見込まれるため。 ・「新ひょうご子ども未来プラン」において、5年間で24万人の出生数を目標としている。				
目標の達成度を示す指標	指標名	目標 目標値 年度		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%) H23 H24 H25		
	出生数 (5年間 (H23~H28))	単年度4.8万人 (5年間計24万人)	24年度 (8 千円)	47,351 (8 千円)	48,000 (7 千円)	48,000 (8 千円)	98.6	100	100
評価結果	必要性	10組に1組の夫婦が不妊に悩んでいるといわれているなか、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療の経済的負担の軽減を図るために、次世代育成支援の一環として必要である。							
	有効性	5年間(H23~27)で24万人の出生数の確保を目的としているが、ほぼ単年度5万人の目標に達しており、長期間治療に取り組む夫婦や経済的理由から治療をあきらめざるを得ない夫婦に対し、本事業の効果が発現していると考えられる。 ※出生数(人) H21: 47,592 H22: 47,834 H23: 47,351 ※助成件数(件) H21: 1,936 H22: 2,306 H23: 2,516							
	効率性	国庫単価により、1回あたり15万円(25年度より一部の治療区分では7.5万円)を上限に対象者に助成する事業であるため、事業の目的達成のための支出は効率的に行われている。 ※H20当初 10万円／回 → H25当初 15万円／回 (一部の治療区分は7.5万円)							
	民間・市町との役割分担	事業実施にあたっては、県内の特定不妊治療実施医療機関の指定など統一的・専門的な調整を要するため、県(保健所政令市のぞく)で事業実施を行っている。							
	受益と負担の適正化	医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療に係る負担の一部に対し、少子化対策の観点から助成している事業である。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	(継続) 統合	凍結(休止)	延長	実施手法の見直し 終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
	説明	次世代育成支援の一環として特定不妊治療の経済的負担の軽減を図るために、事業を継続する。							

事務事業評価資料

事務事業評価資料

施策名	子育て支援の推進			所管部局課名	健康福祉部こども局少子対策課		
事業名	まちの子育てひろば事業			担当者電話番号	子育て支援係 内2874		
事業目的	① 子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通じて情報交換等を行える場の提供 ② 子育て家庭の育児不安の解消及び児童虐待の未然防止						
事業内容	①コーディネーターの配置による情報提供・運営相談等、②ひろばアドバイザー、「動く・子どもの館号」の派遣など専門家による支援			事業開始年度	平成14年度		
事業に要するコスト	区分		平成23年度決算額	平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額	
	事業費①		(0 千円) 58,233 千円	(0 千円) 58,761 千円		(0 千円) 58,985 千円	
	人件費②		従事人員 8,122 千円	従事人員 1.0人	従事人員 8,008 千円	従事人員 1.0人	従事人員 7,898 千円
	総コスト (①+②)		従事人員 66,355 千円	従事人員 1.0人	従事人員 66,769 千円	従事人員 1.0人	従事人員 66,883 千円
事業の目標	①まちの子育てひろばの設置			【目標設定理由】 県政推進重点プログラム100の目標値			
目標の達成度を示す指標	指標名		目標 目標値 ひろば開設か所数	23年度 実績 25年度 2,097 (32 千円)	24年度 見込み 2,100 (32 千円)	25年度 目標 2,000 (33 千円)	達成率 (%) H23 104.8% H24 105.0% H25 100.0%
			年度				
評価結果	必要性	・家庭や地域の子育て機能が低下している中で、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通じて情報交換や育児相談を行う等により、育児の不安感を解消する場が必要である。					
	有効性	・事業開始以来、ひろば数は着実に増え続けており、「県政推進重点プログラム」に掲げる開設目標を達成している。 ・子育てサークル、地域団体、NPO等による主体的な開設・運営が全県で展開されている。					
	効率性	・指標の目標である「ひろば」の開設か所数は毎年2,000箇所以上を達成し、着実に増え続けており、支出は効率的に行われている。 指標1単位あたりのコストは、ほぼ横ばいであり、支出は効率的に行われている。					
	民間・市町との役割分担	・全県において、ひろばの定着・活性化のために広域調整や専門性の高い人材の派遣を行うものであり、県が事業主体となることが適当である。					
	受益と負担の適正化	・各ひろばの運営は、開設主体及び参加者によって全て自主的に運営されており、受益と負担の関係は適切である。					
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	統合	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善
	説明	家庭や地域の子育て機能が低下しているなかで、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通じて情報交換等を行える場として定着しており、事業ニーズも高いことから、引き続き事業を継続する。					

事務事業評価資料

施策名	子育て支援の推進			所管部局課名	健康福祉部こども局少子対策課		
事業名	ファミリー・サポート・センター事業			担当者電話番号	少子政策係 078-362-4232		
事業目的	ライフスタイルの変化に伴い、かつての血縁・地縁機能を代替する機能を整備						
事業内容	ファミリー・サポート・センターの運営費を助成 ①補助対象者 市町、②補助対象経費 運営費の一部、③負担割合 国1/2・市町1/2（県は市に対して1/4（上限あり）を5年間限定で補助）				事業開始年度	平成9年度	
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額	
	事業費①	(4,441 千円) 4,441 千円		(5,104 千円) 5,104 千円		(3,399 千円) 3,399 千円	
	人件費②	4,061 千円 0.5人		従事人員 4,004 千円 0.5人		従事人員 3,949 千円 0.5人	
	総コスト (①+②)	8,502 千円 0.5人		従事人員 9,108 千円 0.5人		従事人員 7,348 千円 0.5人	
事業の目標	①当面H26までに36市町での実施を目指し、最終的に全市町でのセンター設置を目指す				【目標設定理由】 全県内で該当事業のサービスを受けられる環境を整備するという観点から、全市町での設置を目指す。		
目標の達成度を示す指標	指標名	目標 目標値 年度		23年度 実績	24年度 見込み	25年度 目標	達成率 (%) H23 H24 H25
	実施市町数	36市町（新ひょうご子ども未来プラン）		26年度 28 (304 千円)	28 (325 千円)	33 (223 千円)	77.8% 77.8% 91.7%
評価結果	必要性	・ライフスタイルの変化により、かつて地域の子育て支援機能を担っていた地縁・血縁機能が低下しており、これを代替する機能が必要である。					
	有効性	・労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりに資するとともに、地域の子育て支援の強化に有効である。 ・提供会員や依頼会員の会員数は平成23年度に2万7千人を超えるとともに、活動件数も毎年6万5千件程度で推移している。（会員数：27,140人、活動件数：64,119件（H23度末））					
	効率性	・指標1単位あたりのコストはH24年度に上昇したものの、H25年度は減少する見込みであり、支出は効率的に行われている。					
	民間・市町との役割分担	・市町が事業実施主体であり、県は施策誘導の観点から、センター立ち上げ当初の5年間に限って支援することとしている。					
	受益と負担の適正化						
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他
	説明	仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを進めることが重要な課題となつていることから、引き続き事業を継続する。					

事務事業評価資料

施策名	子育て支援の推進			所管部局課名	健康福祉部こども局児童課			
事業名	ひょうご放課後プラン(児童クラブ型)推進事業			担当者電話番号	児童政策係 078-362-3197			
事業目的	共働き家庭など留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する。							
事業内容	放課後児童クラブの整備・運営に要する経費の一部を補助 ①補助対象者 市町、②補助対象経費 運営費・整備費の一部、③補助率 2/3(国1/2・県1/2)				事業開始年度	平成19年度		
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額		
	事業費①	(405,509 千円) 859,814 千円		(440,672 千円) 1,033,139 千円		(463,037 千円) 1,076,270 千円		
	人件費②	5,685 千円	従事人員 0.7人	5,606 千円	従事人員 0.7人	5,529 千円	従事人員 0.7人	
	総コスト (①+②)		従事人員 0.7人		従事人員 0.7人		従事人員 0.7人	
事業の目標		放課後児童クラブを必要とする全校区への開設			[目標設定理由] 地域での放課後の子どもの安全・安心な居場所の確保の観点から全校区への開設を目標とする。			
事業目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)	
		目標値	年度	418校区 (2,071 千円)	421校区 (2,468 千円)	439校区 (2,464 千円)	H23	H24
評価結果	必要性	・少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て力・教育力の低下に伴い、児童の安全な居場所を確保し、健やかな育成を図る児童クラブの必要性が高まっている。						
	有効性	・開設校区数は着実に増加しており、事業の進捗状況は良好である。						
	効率性	・国庫補助単価を適用し、適正なコストにより実施することとしている(国庫補助単価の増額改正や大規模クラブの適正規模への分割等により指標1単位あたりのコストは増加している)。						
	民間・市町との役割分担	・①児童クラブの設置運営は市町の役割である。②財源については、国・県・市で1/3ずつとなっている。③県は専門的な立場からクラブ指導員等に対する研修を行っている。						
	受益と負担の適正化	・全体経費の1/2を公費(国、県、市町各1/3)、残りの1/2を利用者負担としており、受益と負担の適正化が図られている。						
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	
	説明	就労等により昼間保護者が家庭にいない児童の安全で健やかな居場所として放課後児童クラブのニーズが高いことから、引き続き事業を継続する。						

事務事業評価資料

施策名	子育て支援の推進			所管部局課名	健康福祉部こども局児童課				
事業名	病児・病後児保育推進事業			担当者電話番号	こども園係 078-362-3215				
事業目的	保育所入所児童等が発病した場合に、預けることができる病児・病後児保育施設の運営に要する経費を助成することによって、働きながら安心して子育てのできる環境を整備する								
事業内容	病児・病後児保育施設の運営費を助成 ①補助対象者：病児・病後児保育を実施する保育所、医療機関等 ②補助対象経費：病児・病後児保育施設の運営費の一部 ③負担割合：国1/3・県1/3・市町1/3					事業開始年度	平成19年度		
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
事業費①	(24,153 千円)			(28,979 千円)		(27,677 千円)			
	48,306 千円			57,957 千円		55,353 千円			
人件費②	812 千円		従事人員 0.1人	801 千円		従事人員 0.1人	従事人員 0.1人		
	49,118 千円		従事人員 0.1人	58,758 千円		従事人員 0.1人	従事人員 0.1人		
事業の目標	ニーズのある全市町で病児・病後児保育事業を実施する。				【目標設定理由】 仕事と育児の両立を目指す全ての県民が事業を活用できるようにするため。				
目標の達成度を示す指標	指標名		目標 目標値 年度	23年度 実績	24年度 見込み	25年度 目標	達成率 (%)		
	施設設置市町数 (政令市・中核市は除く)		37市町	25年度 15市町 (3,275 千円)	15市町 (3,917 千円)	37市町 (1,517 千円)	H23 40.5%	H24 40.5%	H25 100.0%
評価結果	必要性	・子どもが病気になると、完治するまで保育所等に登園させることができないため、仕事と育児の両立に大きな負担となることから、病児・病後児を保育する体制整備が必要である。							
	有効性	・病児・病後児保育の利用を希望する県民のニーズが高く、今後ニーズがある、事業未実施の市町を中心に、積極的に事業実施を推進していく必要がある。							
	効率性	・21年度より地域の全ての子どもを対象とする医療機関型(病児対応)、保育所等オープン型(病後児対応)に限り補助することとした。 ・複数市町による施設の共同運営も検討されており、効率化と対象地域の拡大を推進する。							
	民間・市町との役割分担	・保育対策等促進事業費補助金交付要綱(厚生労働省事務次官通知)により、国・県・市町が1/3ずつ経費を負担することとなっている。							
	受益と負担の適正化	・基本的に事業費全体の1/2を公費負担、1/2を利用者負担を想定しており、受益と負担の適正化が図られている。							
実施方針	方向性	新規 廃止		拡充 縮小	統合 凍結(休止)		継続 延長	実施手法の見直し 終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲 民間移譲 民間委託		P F I	負担割合変更 事務改善		その他		
	説明	仕事と家庭の両立に大きく寄与する事業であり、引き続き事業を継続する。							

事務事業評価資料

施策名	子育て支援の推進			所管部局課名	健康福祉部こども局児童課				
事業名	保育所分園推進事業			担当者電話番号	保育係 078-362-3199				
事業目的	①待機児童の解消や身近な地域における保育の実施を支援								
事業内容	○補助対象者 市町 ○補助基準額 経常分（運営に係る特別な経費）1,200千円／1箇所 初年度設備分（創設時1回限り）1,000千円／1箇所				事業開始年度	平成19年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(2,786 千円) 3,349 千円		(2,786 千円) 5,572 千円		(4,573 千円) 9,146 千円			
	人件費②	812 千円	従事人員 0.1人	801 千円	従事人員 0.1人	790 千円	従事人員 0.1人		
	総コスト (①+②)	4,161 千円	従事人員 0.1人	6,373 千円	従事人員 0.1人	9,936 千円	従事人員 0.1人		
事業の目標	①保育ニーズに応える民間保育所の500→550カ所への増設（新設分園を含む） 【目標設定理由】 県政推進プログラム100に掲載								
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度 実績	24年度 見込み	25年度 目標	達成率（%）		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	民間立保育所の増設（新設分園を含む）	71カ所	26年度	47カ所 (320 千円)	73カ所 (289 千円)	104カ所 (320 千円)	66.1	102.8	146.4
評価結果	必要性	当該事業による分園の推進は、待機児童の解消に必要不可欠である。							
	有効性	待機児童を抱える都市部の園庭が確保できない場所での保育の実施や定員割れが生じている過疎地域の保育施設の維持などにも活用でき、地域の実情に応じた保育の実施に有効である。							
	効率性	国の補助事業を活用して、効率的に実施している。							
	民間・市町との役割分担	市町に1/3の負担を求めており、適正な役割分担が図られている。							
	受益と負担の適正化	全体経費の1/2を公費（国、県、市町各1/3）、残りの1/2を利用者負担としており、受益と負担の適正化が図られている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	都市部における待機児童の解消、過疎地域における保育の継続を推進するために必要不可欠な方策であり、本事業は継続して実施する必要がある。								

事務事業評価資料

事務事業評価資料

施策名	児童虐待・DV防止対策の推進			所管部局課名	健康福祉部こども局児童課		
事業名	児童虐待防止対策体制強化事業			担当者電話番号	児童福祉係 078-362-3182		
事業目的	①児童虐待の防止 ②児童虐待事案への的確な対応 ③家庭復帰後のフォローアップ						
事業内容	①こども家庭センターの相談機能の強化、②重大困難事案への適切な対応、③虐待した親等への家族再生指導、④児童虐待24時間ホットラインの設置運営、⑤児童家庭支援センターの設置運営支援 等			事業開始年度	昭和23年度		
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額	
	事業費①	(139,920 千円) 227,553 千円		(129,866 千円) 236,677 千円		(121,087 千円) 238,079 千円	
	人件費②	20,305 千円	従事人員 2.5人	20,020 千円	従事人員 2.5人	19,745 千円	従事人員 2.5人
	総コスト (①+②)	232,030 千円	従事人員 2.5人	256,697 千円	従事人員 2.5人	257,824 千円	従事人員 2.5人
事業の目標	① こども家庭センターでの児童虐待相談での適切な対応の実施 ② 虐待の再発防止のための的確な家族再生指導の実施 ③ 地域での相談体制の充実			【目標設定理由】児童の健全育成の観点から、全ての児童虐待相談への適切な対応が必要なため 【目標設定理由】保護された児童が家庭へ戻るために親等への家族再生指導の実施が必要なため 【目標設定理由】虐待の防止には地域での取組み強化が必要なため			
事業目標の達成度を示す指標	指標名	目標	23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)	
		目標値	年度	H23	H24	H25	
	こども家庭センターでの児童虐待相談件数	前年度並みの相談件数	25年度	1,662 (140 千円)	1,900 (135 千円)	1,900 (136 千円)	98.5% 114.3% 100.0%
	虐待した親への指導件数	前年度並みの指導件数	25年度	288 (806 千円)	300 (856 千円)	300 (859 千円)	91.1% 104.2% 100.0%
	児童家庭支援センター延べ相談件数	前年度並みの相談件数 (1カ所当たり)	25年度	9,082 (26 千円)	10,500 (24 千円)	10,500 (25 千円)	100.8% 115.6% 100.0%
評価結果	必要性	・児童虐待事案防止のための対策の推進及びこども家庭センター強化を図ることが必要である。 ・児童虐待防止法が改正され、こども家庭センターの立入調査権限等が強化されたことに的確に対応することが必要である。					
	有効性	・虐待相談に対する体制を整備し、相談・指導件数は前年度より増加傾向にあるが、適切に対応できている。					
	効率性	・24年度は、前年度に比べて、虐待通告件数が10%増であり、こども家庭センターの体制強化を行ったものの、コストは減少している。 ・25年度には、虐待をした親等家族再生支援事業を拡充することなどにより、1指標あたりのコストが増加している。					
	民間・市町との役割分担	・比較的軽度な案件を取り扱う第一義的な窓口は市町、重度・困難事案については県（こども家庭センター）という役割分担を基本に、児童家庭支援センター（民間児童養護施設附置）が、24時間365日の体制で県・市町の相談支援をフォローアップしている。					
	受益と負担の適正化						
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	実施手法の見直し 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他
	説明	複雑化、多様化する児童虐待事案に対応するため、こども家庭センターの体制を強化する。 （家族再生支援プログラムを見直し、新・家族再統合支援プログラムを策定）					

事務事業評価資料

施策名	児童虐待・DV防止対策の推進			所管部局課名	健康福祉部こども局児童課				
事業名	女性保護事業推進費			担当者電話番号	児童施設係 内線3022				
事業目的	①要保護女子等にかかる相談・更生指導 ②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護								
事業内容	要保護女子及び配偶者からの暴力被害者に対する相談、自立支援に向けた助言指導・情報提供等				事業開始年度	昭和31年度			
事業に要するコスト	区分	平成23年度決算額		平成24年度当初予算額		平成25年度当初予算額			
	事業費①	(25,926 千円) 30,546 千円		(26,487 千円) 31,114 千円		(25,406 千円) 29,913 千円			
	人件費②	812 千円	従事人員 0.1人	801 千円	従事人員 0.1人	790 千円	従事人員 0.1人		
	総コスト (①+②)	31,358 千円	従事人員 0.1人	31,915 千円	従事人員 0.1人	30,703 千円	従事人員 0.1人		
事業の目標	①相談業務の適切な実施			【目標設定理由】女性相談員等により、適切に相談対応を実施する必要があるため					
	②一時保護業務の適切な実施			【目標設定理由】女性保護業務嘱託員等により、適切に一時保護を実施する必要があるため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目標		23年度実績	24年度見込み	25年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H23	H24	H25
	女性相談員による相談件数(平日)	前年度並みの相談件数	25年度	1,784 (0千円)	1,800 (0千円)	1,800 (0千円)	91.4%	100.9%	100.0%
一時保護件数	前年度並みの相談件数	25年度	336 (0千円)	360 (0千円)	360 (0千円)	115.1%	107.1%	100.0%	
評価結果	必要性	売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、女性家庭センターにおいて相談業務及び一時保護業務を実施するための体制が必要である。							
	有効性	相談件数及び一時保護件数は増加傾向にあるが、個々の要支援事案に対し適切な対応が図られており、事業実施の効果が認められる。							
	効率性	従前から最低限の人員体制で対応しており、他の支出を含め効率的に実施されている。							
	民間・市町との役割分担	売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律により、相談業務及び一時保護業務は県の役割と規定されており、事業の実施主体として適切である。							
	受益と負担の適正化								
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	相談件数及び一時保護件数が年々増加し、重篤事案も増加する状況にあるため、引き続き事業を継続する必要がある。								